



# 第3次 瀬戸市環境基本計画

豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ



令和3年3月  
瀬戸市



## はじめに

本市は、平成12年に『環境創造都市』の実現に向けて「瀬戸市環境基本計画」を策定、平成13年には「瀬戸市環境基本条例」を制定し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を展開してまいりました。

近年、環境行政を取り巻く状況は刻々と変化しており、国際的な温室効果ガス排出量の削減、資源循環や生物多様性の保全など広域的な環境問題に対して更に取り組むとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念や目標を意識しながら、日々変化する社会情勢や多様化する価値観などをしっかりと捉えることも求められています。

こうしたことを踏まえ、今後の環境施策を市民、事業者、市が一体となって更に進めていくため、この度「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ」を計画理念として掲げました。その実現に向けて基本方針を「瀬戸の“しぜん”」「瀬戸の“くらし”」「瀬戸の“ひとびと”」の3つに区分し、様々な環境施策を精力的に展開してまいります。その中でも本市の特長を活かした独自の施策を3つの重点環境施策として、市民、事業者、市の各主体が連携・協働し、それぞれの責務を果しながら、積極的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました瀬戸市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民や事業者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

瀬戸市長 伊藤保徳



# 目次

序章. はじめに .....	1
1. 計画の背景 .....	1
2. 計画の基本的事項 .....	3
3. 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）の総括 .....	6
4. 計画の視点 .....	8
第1章. 瀬戸市の環境の現状と課題 .....	12
1. 瀬戸市の環境の現状 .....	12
1.1. 自然環境の現状	
1.2. 生活環境の現状	
1.3. 地球環境の現状	
1.4. 連携・協働の現状	
2. 市民・事業者の環境に関する意識 .....	26
2.1. アンケート実施概要	
2.2. アンケート結果概要	
3. 瀬戸市の環境課題 .....	32
3.1. 自然環境に関する課題	
3.2. 生活環境に関する課題	
3.3. 地球環境に関する課題	
3.4. 連携・協働に関する課題	
第2章. 計画理念と基本方針 .....	35
1. 計画理念 .....	35
2. 基本方針 .....	36
第3章. 施策の展開 .....	37
1. 瀬戸の“しぜん” .....	38
1.1. 自然環境の保護・保全	
1.2. 生物多様性の保全	
1.3. 自然とのふれあいの推進	
2. 瀬戸の“くらし” .....	42
2.1. 公害対策の推進	
2.2. 資源循環型まちづくりの推進	
2.3. まちの環境の保全・創出	
2.4. 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	
3. 瀬戸の“ひとびと” .....	47
3.1. 多様な主体の連携・協働	
3.2. グリーンな経済システムの構築	
3.3. 市民・事業者の環境意識の向上	

第4章. 重点環境施策.....	50
1. 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用【重点1】 .....	51
2. 再生可能エネルギーの活用促進【重点2】 .....	53
3. 多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実【重点3】 .....	55
第5章. 計画の推進に向けて .....	57
1. 計画の推進体制 .....	57
2. 計画の進行管理 .....	59
巻末資料 .....	60
1. 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問） .....	62
2. 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申） .....	63
3. 計画策定の組織 .....	64
4. 計画策定の経過 .....	66
5. 第2次計画のリーディングプロジェクトの取組状況 .....	67
6. 施策の展開における環境指標の一覧 .....	71
7. 重点環境施策の達成目標の一覧 .....	75
8. SDGsとの関連性 .....	77
9. 用語集 .....	79



# 序章. はじめに

序章では、計画の背景や基本的な事項、前計画「第2次瀬戸市環境基本計画（以下、「第2次計画」と称す。）」の総括、本計画を策定する上での計画の視点を示します。

## 1. 計画の背景

本市は、名古屋市の北東約 20km に位置し、周囲を標高 100~300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちとなっています。また、良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

一方で、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、工場や自動車の排気ガスによる大気汚染、事業所や家庭からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれてきました。

このような環境問題に対処するために、本市では第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成12年度（2000年度）に策定し、市民・事業者・市の連携・協働のもと、さまざまな環境施策を実施しました。次いで、平成22年度（2010年度）に策定した第2次計画に基づき、市民や事業者と市の連携・協働もさらに進み、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

しかし、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨災害といった気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境課題も発生し、解決しなくてはならない課題がまだまだ残された状況となっています。

世界的には、平成 27 年（2015 年）の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO<sub>2</sub>の削減目標に向けた取組や、平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取組などが断続的に進められています。また、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟する全ての国がSDGs達成に向けた取組を進めています。

このように本市を取り巻く環境情勢が刻々と変化する中、第 1 次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜する本市としては、第 3 次となる本計画を着実に推進していくことで、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が本市の自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、この計画を策定しました。

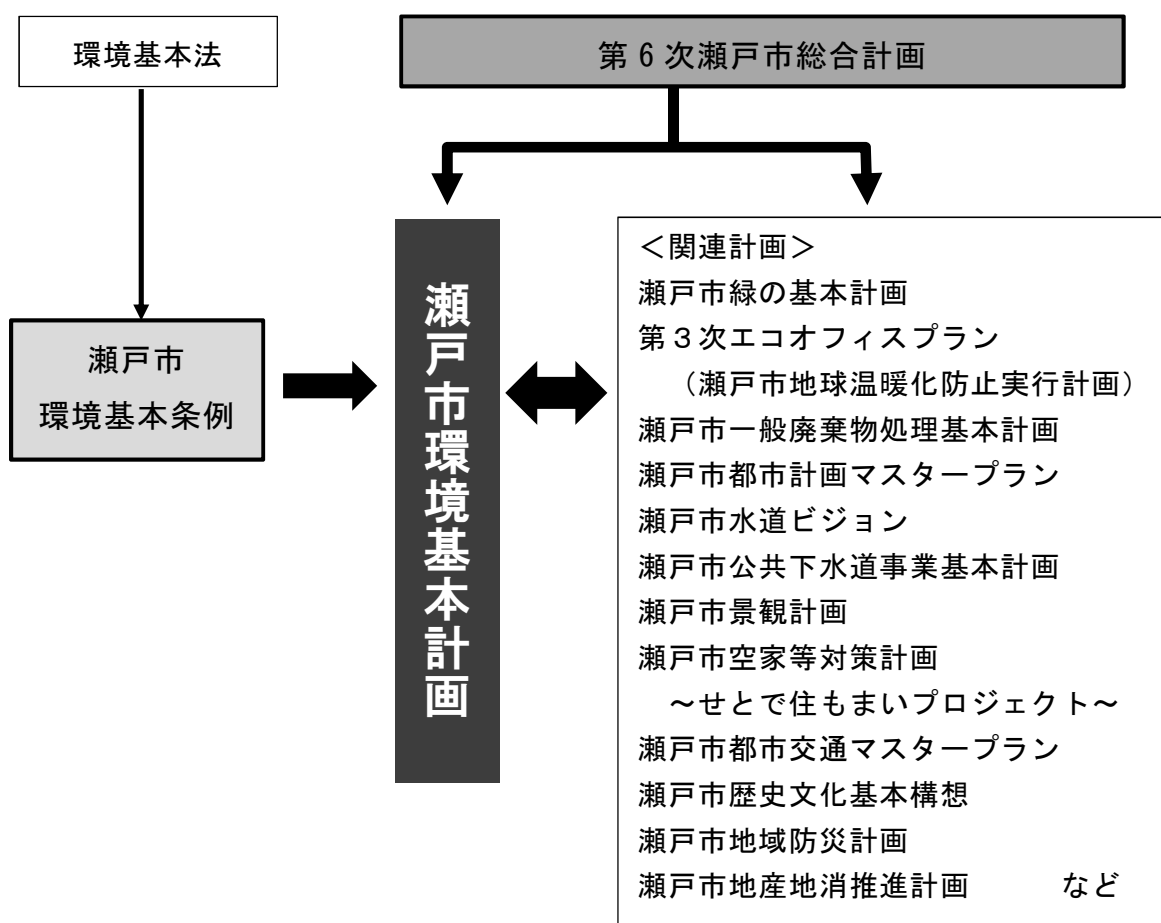


## 2. 計画の基本的事項

### (1) 位置づけ

本計画は、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。





## (2) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

### ■市民・事業者・市の主な役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>◆日常生活における環境負荷を低減させます。</li><li>◆環境保全に向けて積極的に行動します。</li><li>◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。</li><li>◆多様な主体との連携・協働の取組に積極的に参画します。</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>◆事業活動に伴う公害防止と自然環境の適正な保全をします。</li><li>◆事業活動における環境負荷の低減とそのための情報提供をします。</li><li>◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。</li><li>◆多様な主体との連携・協働の取組に積極的に参画します。</li></ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>◆総合的かつ計画的な環境施策を実施します。</li><li>◆率先した環境負荷低減へ取り組みます。</li><li>◆市民と事業者の取組を支援します。</li><li>◆市民と事業者と効果的に連携・協働を図ります。</li><li>◆大学などの学術・研究機関との連携・協働を図ります。</li><li>◆国や他の地方自治体との広域的な連携、国際協力に努めます。</li></ul>

## (3) 期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## (4) 地域

本計画の対象とする地域は、市民の生活の場、事業者の事業活動の場であると同時に、多種多様な生物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮事項についても本計画の対象とします。

## (5) 環境分野

本計画の対象とする環境分野は、本市を取り巻く4つの環境分野（自然環境、生活環境、都市・快適環境、地球環境）のうち、都市・快適環境を除く3つの環境分野と、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者との連携・協働に関するものとします。なお、都市・快適環境については、本市の関連計画において、当該分野の環境の保全・創造を図ります。

### ■本計画が対象とする環境分野

自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林、河川、湖沼・ため池、湿地</li> <li>・ 生物多様性、外来生物</li> <li>・ 農地、里山、身近な自然環境</li> <li>・ ふれあい活動の場</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気、水質、土壌、音・振動、臭気</li> <li>・ 廃棄物（3R、ごみの適正処理、産業廃棄物、不法投棄）</li> <li>・ まちの環境</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化（温室効果ガス）</li> <li>・ 資源、エネルギー（再生可能エネルギー、未利用資源、省エネルギー）</li> </ul>
連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な主体（市民、事業者、学術・研究機関、市など）</li> <li>・ グリーンな経済システム（環境ビジネス、ESG投資など）</li> <li>・ 環境教育、環境学習</li> <li>・ 環境情報、環境イベント</li> </ul>

※不法投棄：産業廃棄物の投棄やポイ捨てを含めます。

※各環境分野において、本市の関連計画で取り扱うものと重複する項目も含まれています。

### ■関連計画で取り扱う環境分野

都市・ 快適環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市基盤（上下水道、道路、公共交通）</li> <li>・ 快適空間（まちなみ景観、公園・緑地、公共空間）</li> <li>・ 歴史文化（歴史文化財、文化施設、地場産業）</li> </ul>
-------------	--

※主な関連計画としては、瀬戸市都市計画マスタープラン、瀬戸市都市交通マスタープラン、瀬戸市緑の基本計画、瀬戸市景観計画などが想定されます。

### 3. 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）の総括

第2次計画は、平成12年度（2000年度）に策定した第1次計画を引き継ぐ形で、平成23年（2011年）3月に、目標年次を令和2年度（2020年度）とした10年計画として策定しました。第2次計画では、「自然を守る」「自然と親しむ」「安全・安心に暮らす」「心豊かに暮らす」「地球にやさしく暮らす・営む」「人と地域を育む」の6つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

第2次計画を推進する中で、「やきもののまち」としての本市の歴史や文化を生み育んできた優れた自然環境を守るとともに、市民と自然環境が共存する社会の実現を図るための「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を制定し、市独自の自然環境を保護・保全する仕組みを構築しました。

条例施行後に、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、特定地区の候補地の選定、候補地の自然環境調査を実施し、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、当該エリアの自然環境の保護及び保全計画書を作成しました。



蛇ヶ洞川



定光寺

本市には、東海自然歩道がつなぐ定光寺や岩屋堂、海上の森など、魅力的な自然観光資源が多く存在し、これらの資源を活用して、市民のパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」や「自然ガイドボランティア」と連携・協働した取組を実施しました。

重要な自然環境の保護の観点から、水源保護のための取組を位置づけ、水道施設の健全性の維持や耐震化、統廃合等について検討をしました。今後、「水の安全」については、「瀬戸市水道ビジョン」や「瀬戸市水安全計画」などの関連計画に委ねるとともに、本計画の中間見直しの際に「瀬戸市水道ビジョン（改訂版）」の内容との整合を図ります。

魅力ある「食」については、地元の堆肥を使用し低農薬で育てた農作物を認証する制度や道の駅瀬戸しなのを活用しながら、地元で育てられた農畜産物の魅力を市民に発信するとともに、学校給食に地元農産物を使用する取組と併せて食育に関する授業や農業体験を実施し、地元農業者や農作物に対する理解を深めるなど、地産地消を推進してきました。今後は、取組の成果を継承し、「瀬戸市地産地消推進計画」などの関連計画で、引き続き推進していきます。

また、第2次計画では、当時の環境情勢を鑑み、「脱温暖化」や「循環型のまちづくり」に関する取組を位置づけました。

「脱温暖化」の取組としては、「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（旧瀬戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金）」を交付するなど、広く市民に再生可能エネルギー導入促進を図りました。また、本市と企業団地内立地企業とで締結する「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」添付の環境保全計画書における地球温暖化防止への取組の宣言など、事業者とともに地球温暖化防止を推進しました。平成31年（2019年）3月には、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、自然環境等との調和に十分に配慮した再生可能エネルギーの活用を進めています。

「循環型のまちづくり」については、ごみ減量と資源化を促進するため、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組などにより、ごみの量が減少するなど一定の効果が得られましたが、近年、ごみが減り止まっている状況も見られます。

本市の環境への取組を考える上で重要な、市民や事業者、地域との連携・協働については、第2次計画策定時において、すでに組織されていた「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」に加え、「せと・まるっと環境クラブ」が組織され、市民、事業者と市との連携・協働体制が整い、市民と市、事業者と市の2者連携による多くの取組が実施されました。

また、地域との連携・協働については、自治会等と連携してタウンウォッチングや環境保全活動などを実施するとともに、地域における守るべき自然や生物の理解に努めてきましたが、地域住民自らが主体となって取組を進めるための地域別の環境配慮指針の具体化には至っていません。現在は、地域の課題について市と地域が一緒になって取り組むことにより、その気運を高めているところです。



市民・事業者の活動の様子

このような中で、第3次となる本計画では、第2次計画での取組や現在の環境の状況などを踏まえながら、新たな課題にも対応していきます。

## 4. 計画の視点

本計画は、第2次計画の成果や課題を踏まえるとともに、近年の環境を取り巻く社会動向や上位・関連計画、市民や事業者の環境意識などを考慮し、以下の視点に着目して計画を策定しました。

### (1) “瀬戸らしさ”を活かした計画

本市は市域面積の約6割を森林が占めており、森林面積の約4割が自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や県の自然環境保全地域（海上の森）といった保護された森林であるとともに、岩屋堂や定光寺などの自然観光資源も多く、大都市名古屋の近郊にあって、豊かで貴重な自然環境を有しています。

第2次計画では、この豊かな自然環境を保護・保全する仕組みとして、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を制定し、市域北部を流れる蛇ヶ洞川において、本市の特定地区の第1号となる「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を指定しました。

また、本市では、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の制定により、再生可能エネルギーを活用する際の自然環境や生活環境との調和を図るための取組を進めています。

本市における環境への取組において、特徴的なものとして、市民や事業者などとの連携・協働による取組があげられます。「せと・まるっと環境クラブ」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」といった市民・事業者が参画するパートナーシップ型組織による環境活動のほか、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所との地域交流に関する協定によるフィールドワークや講座の開催、本市と近隣の6大学（愛知医科大学、愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、名古屋産業大学、南山大学）が加盟する「大学コンソーシアムせと」に基づく学術・研究機関との連携など、独自の取組を展開しています。

本計画では、今後もこのような市独自の特性や活動を活かしつつ、瀬戸らしさのある環境モデルとして広く発信していくことができる計画としました。



## (2) 市民、事業者、学術・研究機関など多様な主体との連携・協働をさらに進める計画

本市では、平成 12 年度（2000 年度）策定の第 1 次環境基本計画から、環境に関する取組を進める上で、パートナーシップ型組織の構築や活動の推進など、市民・事業者・市の連携・協働について、一定の成果をあげてきました。

一方で、市民・事業者アンケートにおいて、環境に対する考え方として、「環境問題は身近な問題である」とした人が 9 割に達するなど、環境問題に関する意識は高くなっているものの、本計画である「環境基本計画」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の認知度は以前に比べ、若干低下していることが分かり、パートナーシップ型組織に参加するなど積極的に活動している市民・事業者と、一般の市民・事業者との温度差が浮き彫りになりました。

本計画では、市民や事業者の環境に対する高い意識を、実際の行動に移してもらうために、市民・事業者へのさらなる普及啓発を推進し、市の環境に対する取組などの認知度を高めるとともに、新たな市民や事業者の積極的な参加を促し、大学などの学術・研究機関も交えた多様な主体との連携・協働をさらに推進する計画としました。



### (3) 変化する環境情勢に対応した計画

#### ① 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。このSDGsは、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考える上での世界の潮流となっています。

本計画では、このように、本市の環境を考える上でも、この世界的な目標を念頭において、持続可能なまちの実現を目指すための計画としました。

#### 【SDGsにおける17の目標（ゴール）】

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## ② 生物多様性保全のための取組の充実

開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題等により、失われつつある生物多様性の保全に向け、平成 22 年（2010 年）の COP10（名古屋市で開催）で設定された目標年を令和 2 年（2020 年）とする「愛知目標」を達成するために、国内外で生物多様性保全の取組が断続的に行われてきました。

本市においても、第 2 次計画のリーディングプロジェクトとして進めてきた特定地区（優れた自然環境の保護・保全地区）を指定するなど、生物多様性保全に向け、一定の成果をあげてきました。

本計画では、本市の希少な生物の生息・生育環境等を保護・保全していくための取組を引き続き進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくために、市民生活に密接した身近な自然にも目を向けた計画としました。

## ③ 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中であって、この気候変動による影響に対応するために、平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

本計画では、従来の「緩和策」に加え、日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための取組などを加味した計画としました。

## ④ 環境と経済、社会の統合的向上

環境をよりよく保全・創出していくためには、社会経済システムに環境配慮をいかに織り込むかが重要です。平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

また、近年では、「ESG投資」といった新しい考え方も出てきています。

本計画では、このように、今後、環境問題を考えていく上で重要となる地域資源の活用や事業者の環境への取組を積極的に後押しするための取組を盛り込んだ計画としました。

# 第1章. 瀬戸市の環境の現状と課題

この章では、本市の環境に関する各種データや市民・事業者アンケートの結果から環境分野ごとの現状を踏まえ、課題を示します。

## 1. 瀬戸市の環境の現状

### 1.1. 自然環境の現状

#### (1) 位置・地勢等

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～300mの小高い山々があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

#### (2) 森林環境

本市は、市域（111.4km<sup>2</sup>）の約6割を森林が占めており、その森林面積の約4割は公有地及び国有地が占めています。

森林面積の推移は、緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっています。一方で、自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や、県の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく自然環境保全地域（海上の森）、市独自の自然環境の保護・保全区域である特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）として、保護・保全された森林の面積割合も、森林面積全体の約4割となっています。



海上の森



特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）

### (3) 河川、湿地などの水辺環境

本市の市街地及びその周辺では、瀬戸川、矢田川、水野川などの河川が流れ、市民が身近にふれ合うことのできる水辺環境を形成しています。また、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するほか、市域南部にはシラタマホシクサ等が生育する貧栄養湿地が点在するなど、良好な水辺環境が多く残されています。



瀬戸川



海上の森

### (4) 農地

食糧を生産する場であるとともに、生物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持つ農地の面積は、市域の約5%にとどまっており、農業の担い手不足などの影響から経営耕地面積は、減少傾向となっています。

#### 【コラム】瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア

本市では豊かな自然環境を守るために、平成24年（2012年）6月に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号）」を施行し、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきました。

条例施行後には、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、市内29ヶ所の候補地を選定し、更に候補地を4ヶ所に絞り、うち2ヶ所について自然環境調査を実施しました。

その後、令和元年（2019年）10月1日に「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を作成しました。



オオサンショウウオ



(5) 自然観光資源、自然とのふれあい活動の場

豊かな自然環境を有する本市には、東海自然歩道がつなぐ定光寺や岩屋堂、海上の森、猿投山などの自然観光資源が多く存在し、年間を通じて多くの人を訪れています。

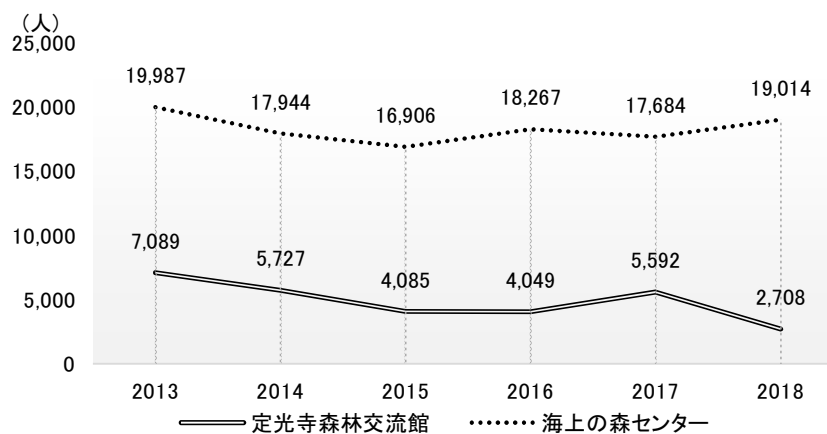
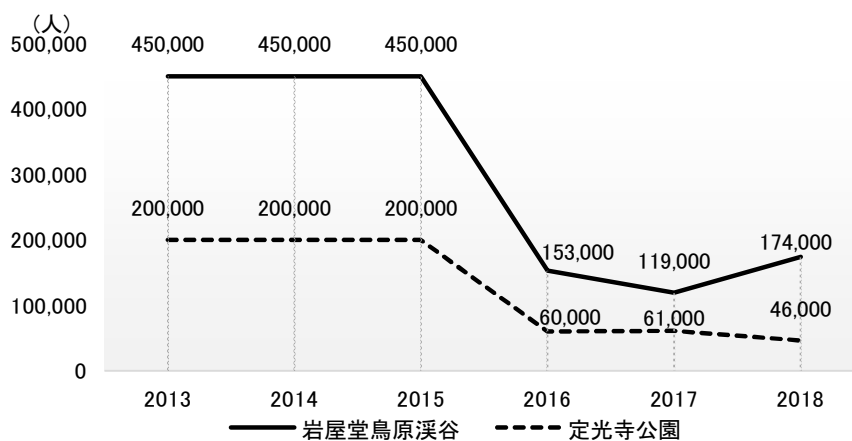
また、これらの自然観光資源のほかに、市街地周囲の里山、農地など、身近にふれ合うことのできる自然が多く存在します。



定光寺



岩屋堂



■主な自然観光資源の入込客数の推移

※2016年から集計方法が変更になり増減があります。

## (6) 生物

### ① 希少種・重要種

本市には、三国山や猿投山、海上の森などの緑豊かな森林や特徴的な湿地が多くあり、そこには、ギフチョウやシデコブシ、マメナシといった希少な生物が生息・生育しています。また、瀬戸川、矢田川、水野川など約 80 の河川が市内を流れており、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認されています。

### ② 外来生物

本市においては、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアなどの外来生物の生息が確認されており、カミツキガメなどの危険な外来生物も確認されています。市では捕獲器の貸し出しなどによる対策や、ホームページなどにより、市民へ注意喚起を行っています。

## (7) 自然環境等との調和に配慮した開発

近年、大規模に森林を伐採する太陽光発電施設の建設が全国的に進んでいます。本市においても民間事業者による建設計画がみられるなど、自然環境や生活環境を保全する上での懸念要因になっています。

大規模な太陽光発電施設の建設は、森林の伐採など土地利用を変化させることで大気中に二酸化炭素を排出することになるため、地球温暖化問題の解決につながらず、生物多様性をも失わせることとなります。このように、再生可能エネルギーの開発にあたっては、自然環境や生活環境との調和が求められます。

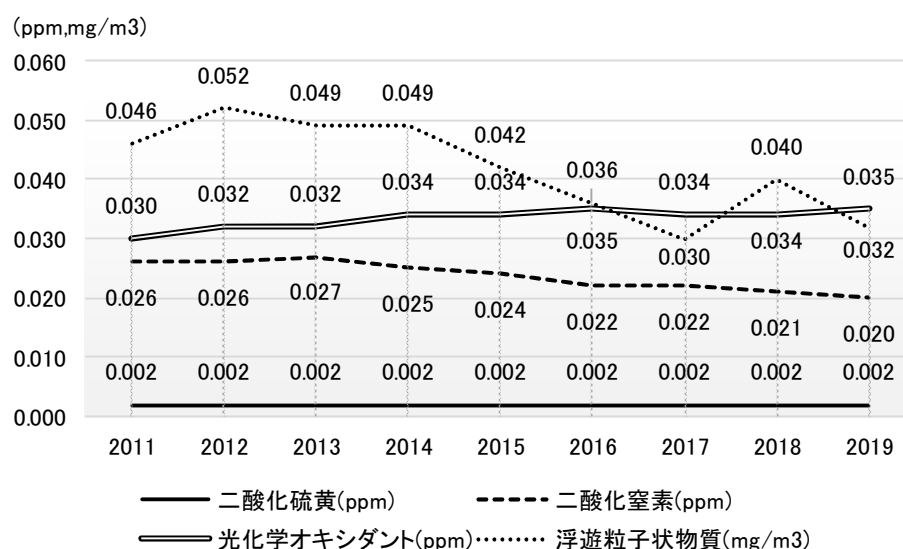
そこで、本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、森林の伐採など自然環境や生活環境への影響がおよぶ可能性のある太陽光発電設備の設置に際し、開発の面積要件や発電出力の要件に従い、市民への説明や自治会等の地元組織との協定の締結などを義務づけました。条例施行後は、自然環境及び生活環境を大きく改変する大規模設備の設置申請が無くなるなど成果が出ています。

## 1.2. 生活環境の現状

### (1) 環境基準の達成状況

#### ① 大気環境

大気環境の環境基準が設定されている4項目について、平均値の推移をみると、浮遊粒子状物質は、平成24年(2012年)をピークに減少傾向であったものが、平成30年(2018年)に一度増加し、翌年再度減少傾向に転じています。また、二酸化窒素は減少傾向で推移しており、二酸化硫黄と光化学オキシダントは微増となっています。



二酸化硫黄、浮遊粒子状物質：日平均の2%除外値  
 二酸化窒素：日平均値の年間98%値  
 光化学オキシダント：昼間の年平均値

#### ■ 主な大気汚染物質の測定結果（平均値の推移）

令和元年度(2019年度)における環境基準の達成状況について、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は環境基準値を上回ることはありませんでしたが、光化学オキシダントは環境基準値を上回ることが複数回確認されました。

なお、市が保有していた古瀬戸町の大気汚染測定所は平成22年度(2010年度)末に廃止しましたが、愛知県では陶原町5丁目の大気汚染測定所で常時監視を行っています。

#### 【大気汚染の環境基準値】

二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

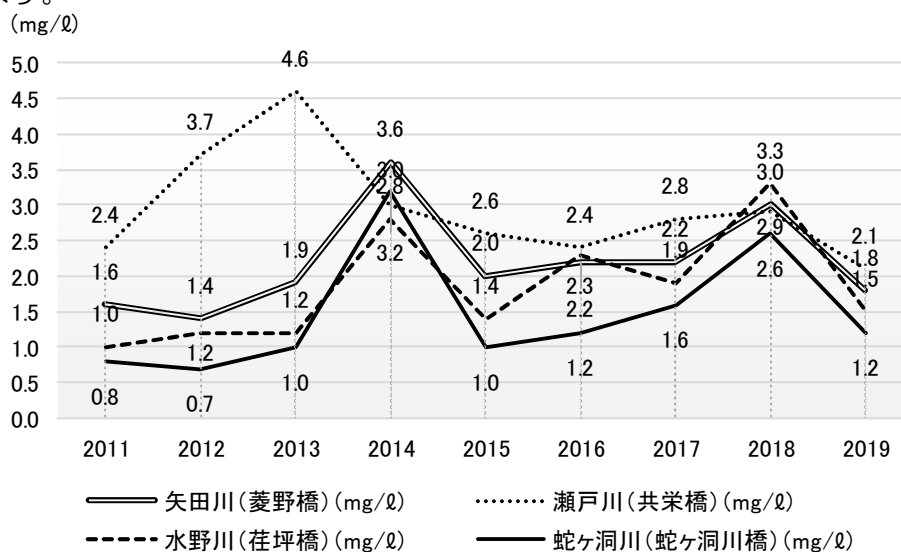
光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること。

## ② 河川水質

市では、公共用水域の水質を毎年定期的に調査しています。河川の水質については、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数の5項目（大腸菌群数はAA類型及びA類型のみ）で環境基準の達成状況を判断しています。

平成31年度（2019年度）の環境基準の達成状況としては、瀬戸川（D類型）、矢田川（C類型）、水野川（C類型）では、平成16年度（2004年度）以降、毎年環境基準を達成できていますが、環境基準の厳しい蛇ヶ洞川（A類型）では、大腸菌群数のみ達成できていません。

なお、環境基準項目の内、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の推移をみると、年ごとで増減を繰り返しています。蛇ヶ洞川（A類型）において、平成26年（2014年）と平成30年（2018年）に基準をオーバーしましたが、それ以外は各河川とも環境基準内での推移となっています。



### ■市内4河川の生物化学的酸素要求量（BOD：75%値※）の推移

※河川水質の環境基準値（本市関連分のみ）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—

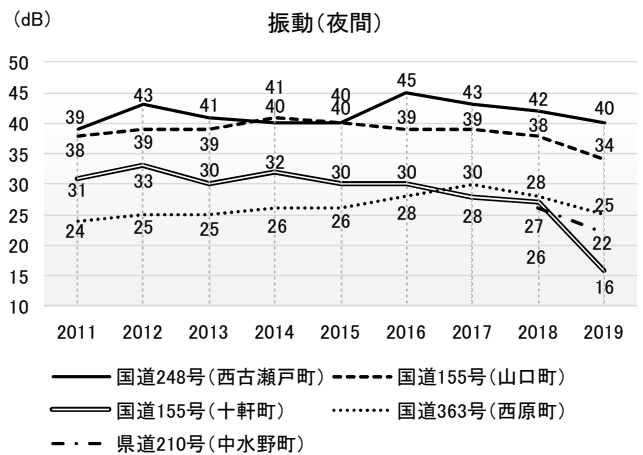
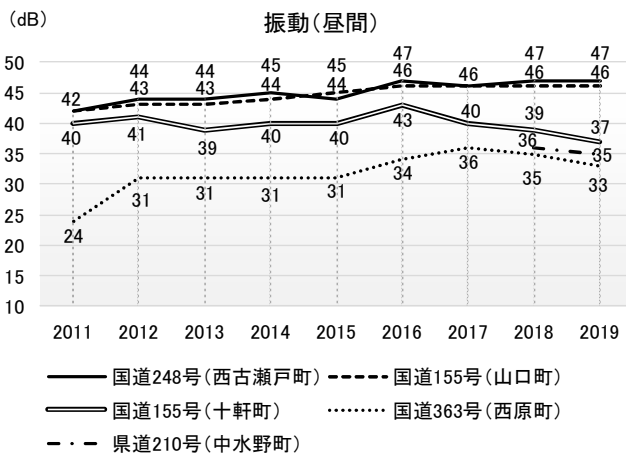
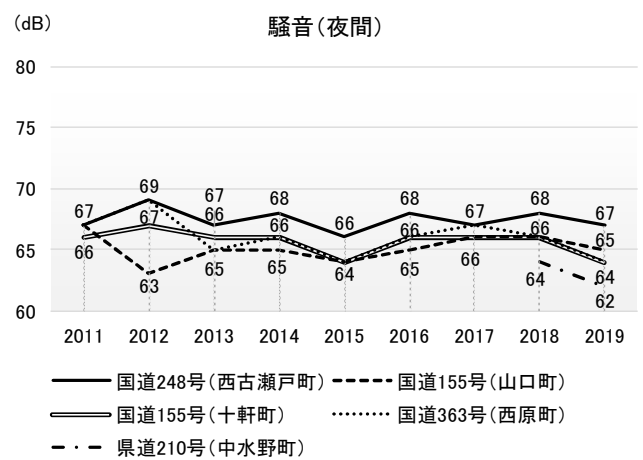
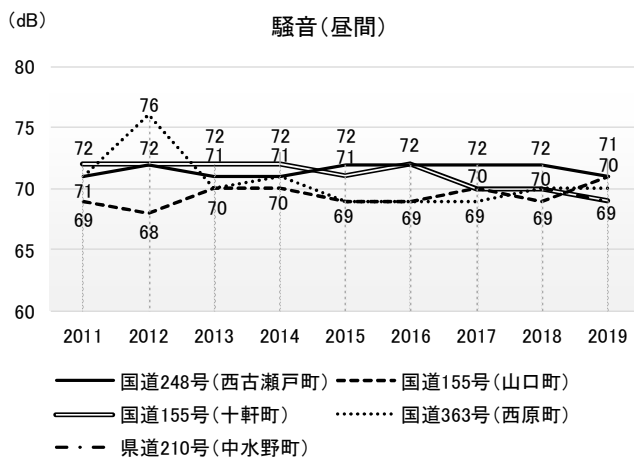
河川の水質基準（生活環境項目）は、指定された水域ごとに「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型（等級）が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められています。一般的に「AA」類型の河川の水が一番きれいと言われています。

※ 75%値：一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値

### ③ 道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、国道 155 号や国道 248 号などの主要な道路を走行する自動車の騒音と振動を、市内5地点にて定期的に測定しています。

騒音・振動については、「環境基準（維持されることが望ましいとされる水準）」に加え、「要請限度（交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準）」の2つの値で評価することになっており、測定結果は全地点ほぼ横ばいで推移しています。平成 31 年度（2019 年度）の測定結果をみると、要請限度については全地点で基準を達成できていますが、基準値がより厳しい環境基準については国道 248 号の 1 地点で、騒音の基準が昼間、夜間ともに達成できませんでした。



#### ■ 騒音・振動の測定結果（時間帯平均値）の推移

##### 【道路交通の騒音・振動に関する環境基準値及び要請限度】

（環境基準値）維持されることが望ましいとされる水準

騒音：（昼間）70dB、（夜間）65dB

※振動の環境基準値は特に設けられていません。

（要請限度）交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準

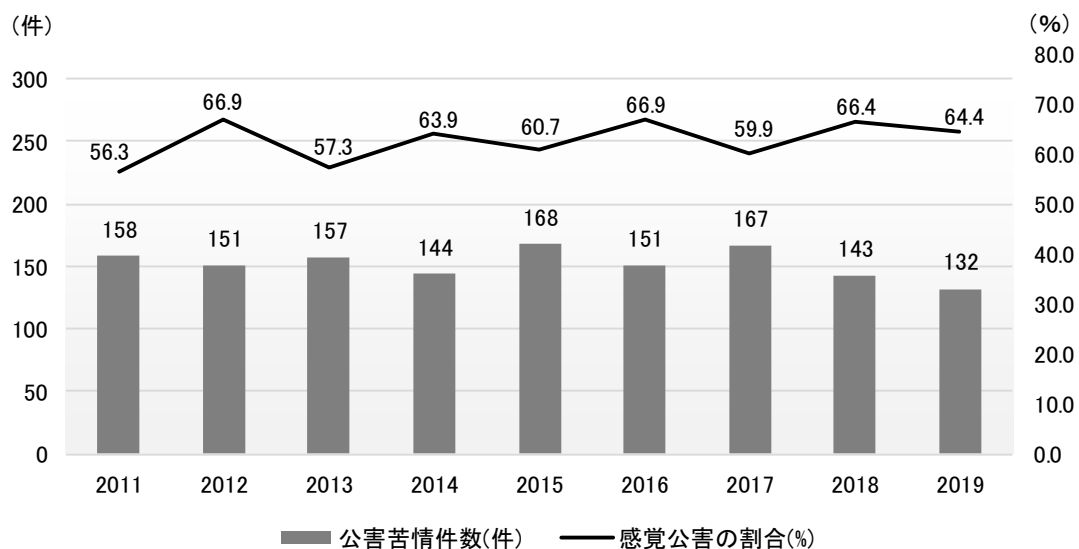
騒音：（昼間）75dB、（夜間）70dB

振動：（昼間）65dB、（夜間）60dB



#### ④ 公害苦情処理

公害※苦情の申立件数は年間 130～170 件程度で推移しています。公害苦情全体に対する感覚公害（騒音、振動、悪臭）の割合が半数以上となるなど、日常生活における感覚的・心理的被害に対する市民の関心が強くなっていることがうかがえます。



■ 公害苦情件数と感覚公害の割合の推移



※ 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つに分類されます。

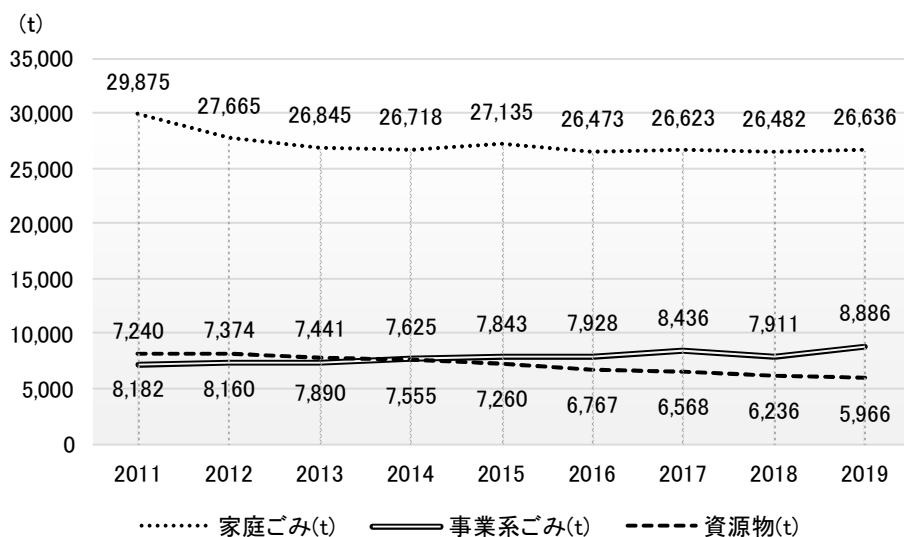
## (2) 廃棄物処理の状況

### ① 一般廃棄物

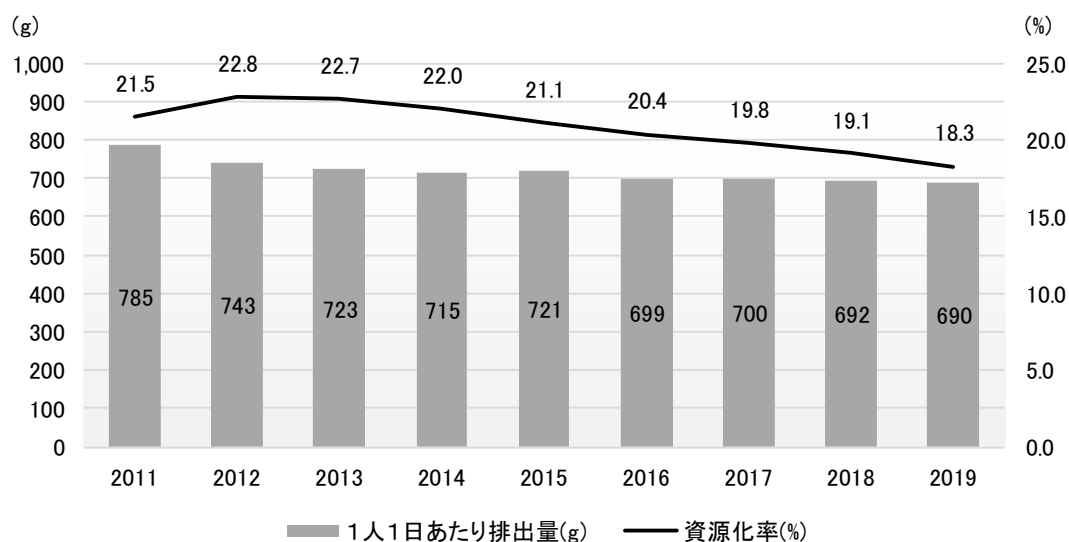
家庭ごみの排出量は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて約 3,000t 減少しましたが、それ以降下げ止まっている状況となっており、平成 31 年度（2019 年度）では 26,636t となっています。

一方で、事業系ごみは増加傾向、資源物量は減少傾向となっており、平成 31 年度（2019 年度）の排出量は事業系ごみで 8,886t、資源物で 5,966t となっています。

また、平成 31 年度（2019 年度）の家庭からの 1 人 1 日当たりのごみ・資源の排出量は 690g であり、ほぼ横ばいで推移しています。同じく、資源化率は 18.3% となっており、こちらは減少傾向となっています。



### ■家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



### ■ 1 人 1 日当たりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物）、資源化率の推移

## ② 産業廃棄物

本市は、他の県内市町村と比較して産業廃棄物等の関連施設の立地が多く、生活環境の維持や環境保全上の支障から、市民と事業者の間で紛争が発生していました。

そこで、平成 14 年（2002 年）3 月に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成 22 年（2010 年）名称等一部改正）を制定し、市民と事業者相互の合意形成を行ってきました。

さらに、平成 24 年（2012 年）7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、産業廃棄物等関連施設を設置するに当たって、事業計画書及び環境保全対策書の事前公開や、関係地域の市民に対する説明会開催とともに、自治会等の地元組織との環境保全協定締結が必要となるなど、産業廃棄物処理に係る対策を進めています。また、「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」により、産業廃棄物等関連施設の運用に関して環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、必要な措置を講ずるよう指導することもできるなどの運用を図っています。

## ③ 不法投棄

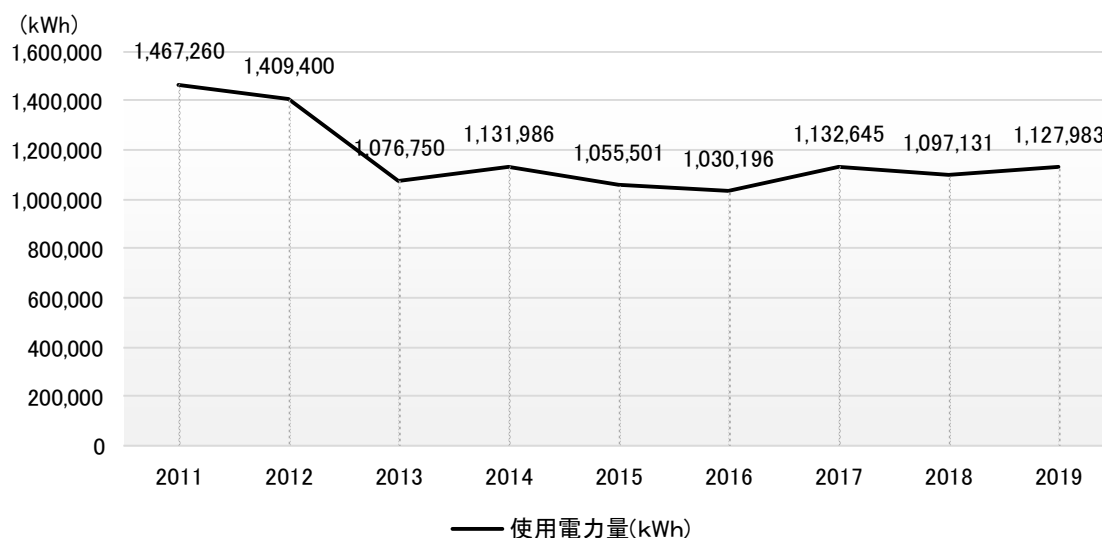
不法投棄対策については、市職員による監視パトロールや地域の青色パトロールと連携した巡回活動を実施し、不法投棄場所等の確認や投棄物の処理を行っています。また、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めています。



### 1.3. 地球環境の現状

#### (1) エネルギー関連の状況

公共施設における電気使用量は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて減少しましたが、その後は横ばい傾向が続き、平成 31 年度（2019 年度）は 1,127,983kWh と、第 2 次計画策定時の平成 23 年度（2011 年度）の約 7 割となっています。



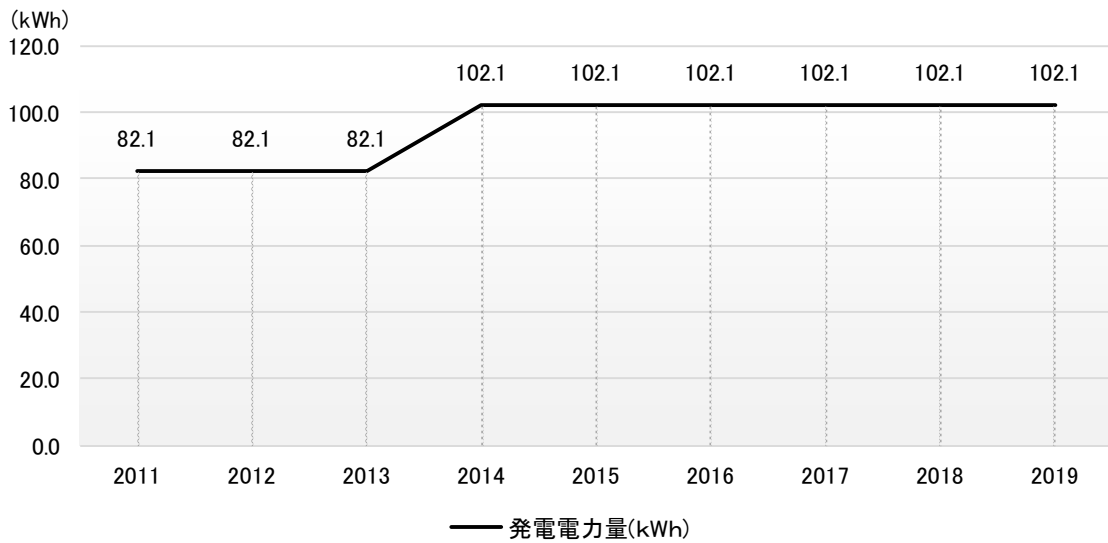
■公共施設の電気使用量の推移

また、平成 26 年度（2014 年度）に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内 12 施設で新エネルギー設備が導入されています。

太陽光発電システム（10 施設）による発電能力は、平成 26 年度（2014 年度）から 102.1kW となっており、二酸化炭素の排出削減量としては、石油火力発電を利用した場合と比較すると、71,470g-CO<sub>2</sub>/kWh の削減となっています。



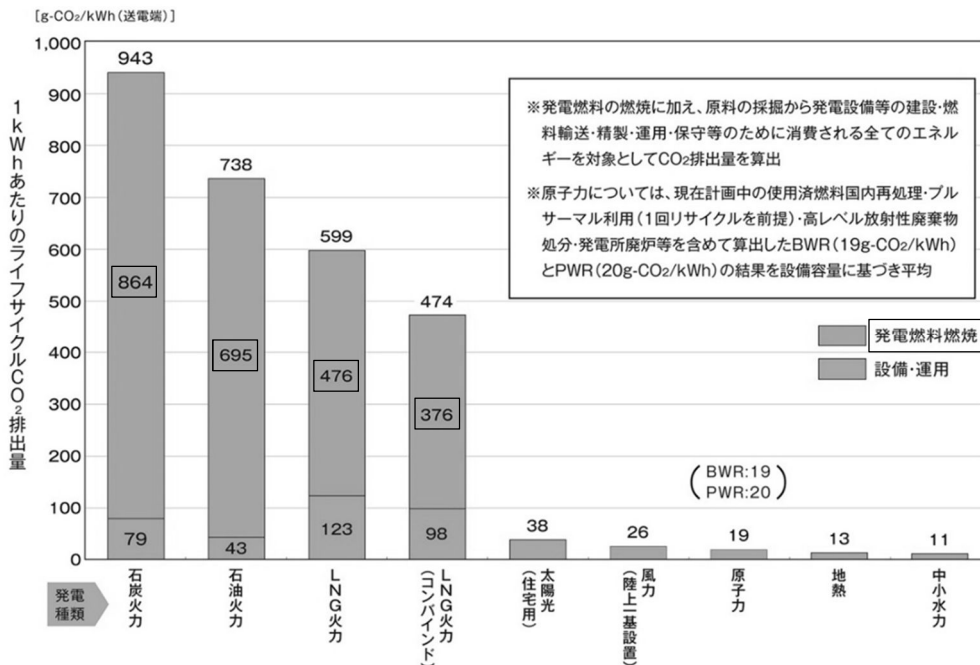
市役所新庁舎の太陽光発電システム



### ■ 公共施設の発電能力の推移

#### 【二酸化炭素の排出削減量の算出について】

下記資料により、1 kWh 当たりのライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量は、石油火力発電の 738g-CO<sub>2</sub>/kWh に対し、太陽光発電は 38g-CO<sub>2</sub>/kWh であり、削減量は 700g-CO<sub>2</sub>/kWh となります。これに本市の太陽光発電システムによる発電能力 102.1kW を乗じた数値となります。

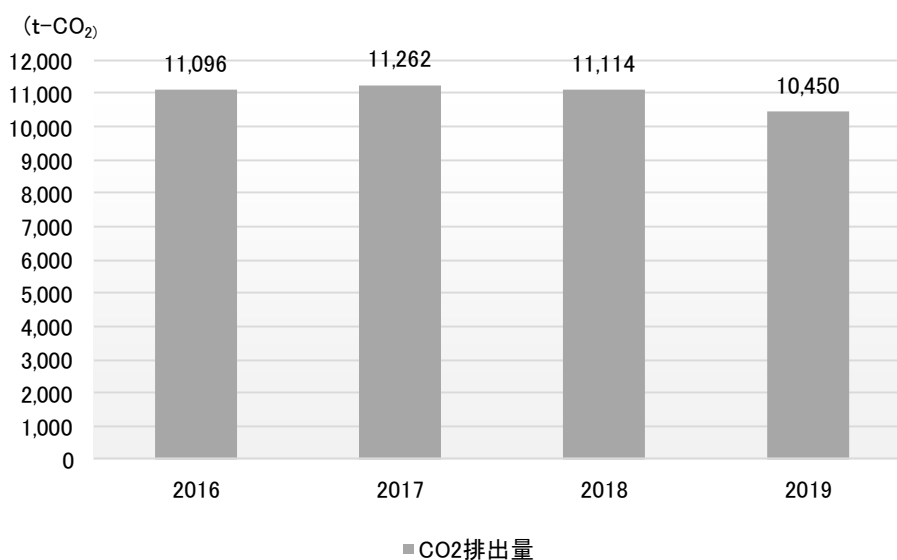


出典：「日本における発電技術のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量総合評価」2016.7  
 (一財)電力中央研究所



## (2) 温室効果ガスの排出量

本市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）は、平成 31 年度（2019 年度）で 10,450 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 29 年度（2017 年度）以降は減少傾向となっています。市では、平成 23 年度（2011 年度）には「節電！ピークカットアクションプラン」を、平成 24 年度（2012 年度）には「夏季瀬戸市節電対策取方針」「冬季瀬戸市節電対策取組方針」を定め、以降、継続して節電を推進しており、これらの効果もあり減少傾向となっていると推察されます。



■市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の推移

## (3) 各主体（市民、事業者、市）の取組状況

本市では、平成 28 年（2016 年）に「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」（平成 31 年（2019 年）名称改正）を創設し、住宅用太陽光発電施設と住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の補助を進め、令和 2 年度（2020 年度）には、補助の申請と問い合わせを合わせて 64 件受け付けるなど、市民のニーズが高いことがうかがえます。

地球温暖化防止について基本方針と具体的な取組を行う旨の宣言をするなどの事業者による温暖化の取組の仕組みである「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」に基づく協定を市と締結する事業者の数も増加しています。また、市も一事業者として、平成 30 年（2018 年）6 月に「第 3 次エコオフィスプランせと」を策定し、これまでに実施してきた節電など具体的な取組を継続し、温室効果ガスの削減に努めています。

## 1.4. 連携・協働の現状

### (1) 市民・事業者等の連携・協働の状況

本市では、市民による「せと・まるっと環境クラブ」と、事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の二つのパートナーシップ型組織があります。

「せと・まるっと環境クラブ」による自然観察会やカタクリ群生地の草刈りなどの環境活動、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」による蛇ヶ洞川清掃活動や「省エネ講演会&環境取組発表会」などの環境活動が、それぞれ市と市民、市と事業者の2者連携により、継続的に実施されるとともに、市、市民、事業者の3者連携につながる取組も進めています。



「せと・まるっと環境クラブ」による  
自然観察会



「瀬戸市環境パートナーシップ事業者  
会議」による蛇ヶ洞川清掃活動

### (2) 環境教育・環境学習の実施状況

本市では、市民や事業者、大学などと連携して、市主催で行う「せと環境塾」により、岩屋堂や定光寺周辺（定光寺公園、定光寺野外活動センターなど）、海上の森、東大演習林でのフィールドワークや、資源リサイクルセンターでの環境講座を実施しています。その他、講師派遣による小中学校や保育園への出前講座なども実施しています。

### (3) 環境情報の発信の状況

本市では、環境情報ポータルサイトの展開として、市環境課の公式 Facebook を平成 25 年（2013 年）3 月に開設し、平成 26 年（2014 年）4 月から運用を開始しています。



市環境課公式 Facebook のページ

## 2. 市民・事業者の環境に関する意識

### 2.1. アンケート実施概要

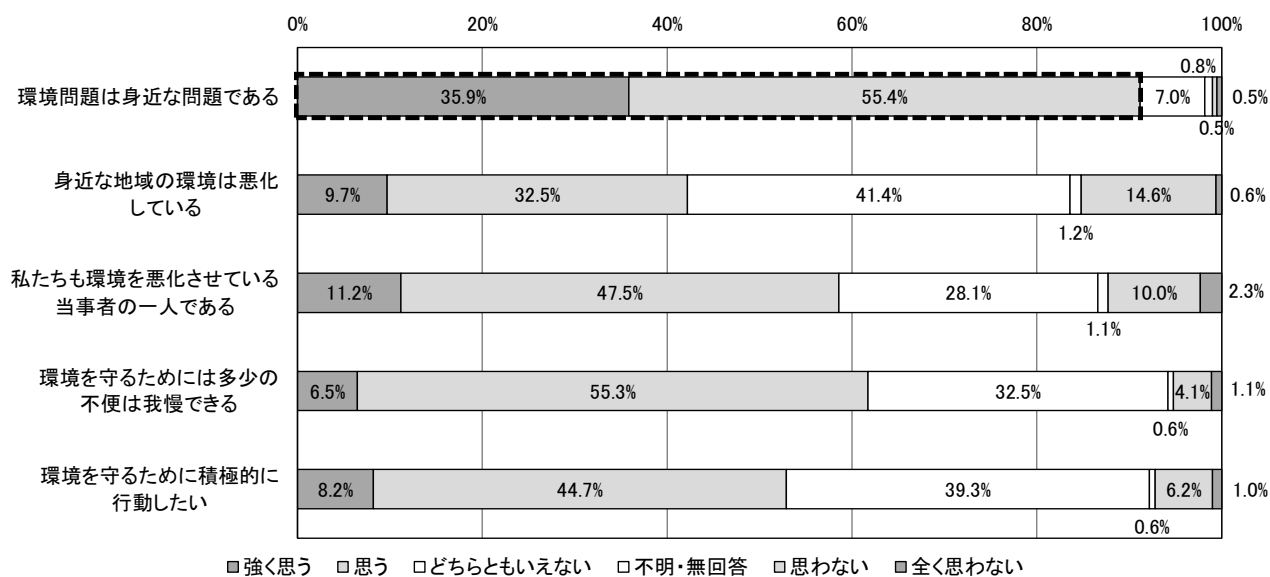
本市を取り巻く環境に関する、市民や事業者の意識や意向を把握するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

#### ■アンケート実施概要

内 容	市 民	事業者
対象者	16歳（高校生）以上の市民	市内で事業を営む事業所
配布数	2000人	200社
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 ※年齢、地域のバランスを考慮	瀬戸市企業ガイドブック等 から抽出
期間	令和2年（2020年）1月27日～2月12日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数（率）	834件（41.7%）	54件（27.0%）

### 2.2. アンケート結果概要

環境問題に関する市民の意識としては、特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う（強く思う、思う）」という回答が91.3%となっており、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。

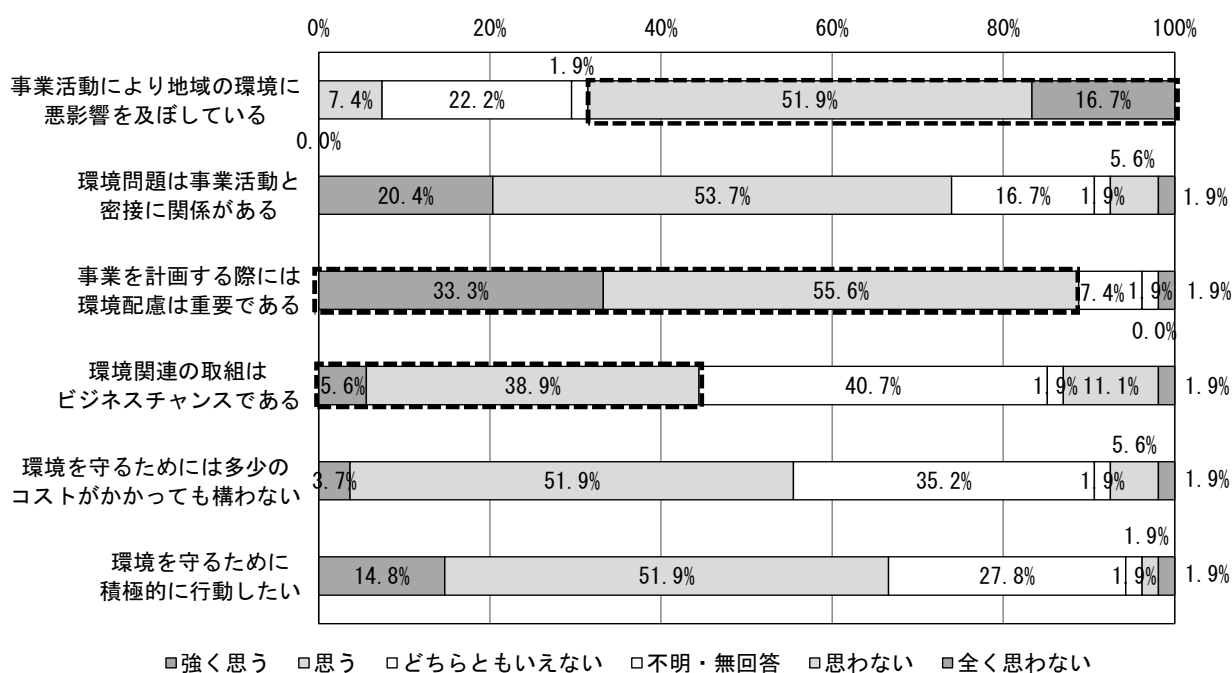


#### ■環境問題に対する考え方について【市民】

※グラフ内の数値については、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

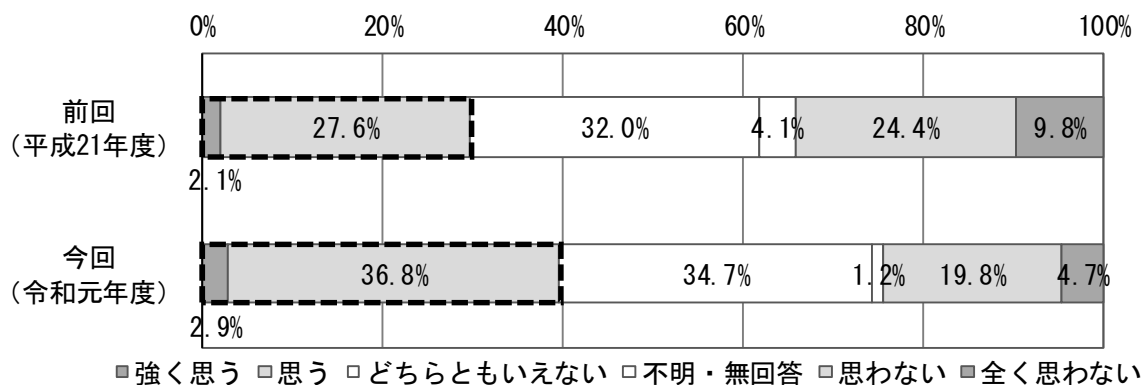
市内で事業を展開する事業者の意識としては、「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、68.6%の事業者が「そう思わない（思わない、全く思わない）」と回答しています。一方で、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が88.9%となっており、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。

また、「環境関連の取組はビジネスチャンス」という問いに対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が44.5%となっており、「そう思わない（思わない、全く思わない）」の13.0%に対し、31.5ポイント上回っています。

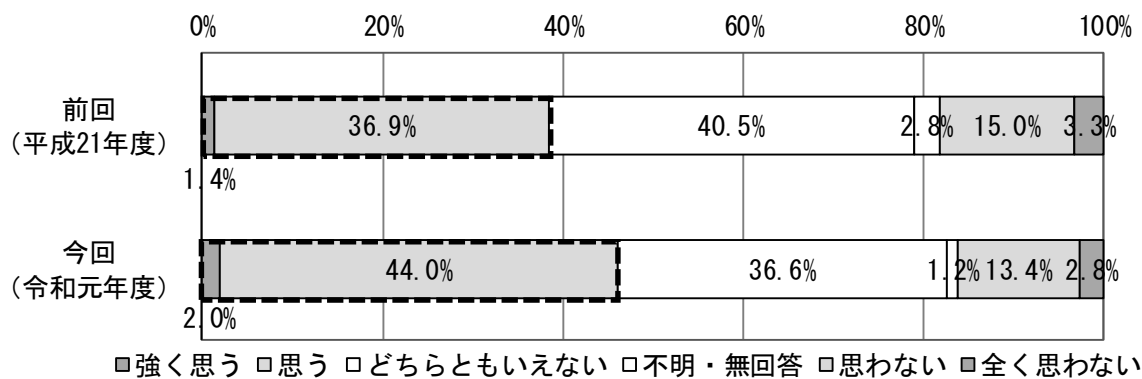


■環境問題に対する考え方について【事業者】

自然環境や生活環境といった、お住いの地域の環境に関する市民の満足度については、前回調査（平成21年度（2009年度））と比較すると、いずれの項目も満足度が上がっており、特に地域の生活環境に対する満足度は、「満足している（強く思う、思う）」が46.0%で、「満足していない（思わない、全く思わない）」の16.2%に対し、29.8ポイント上回っています。

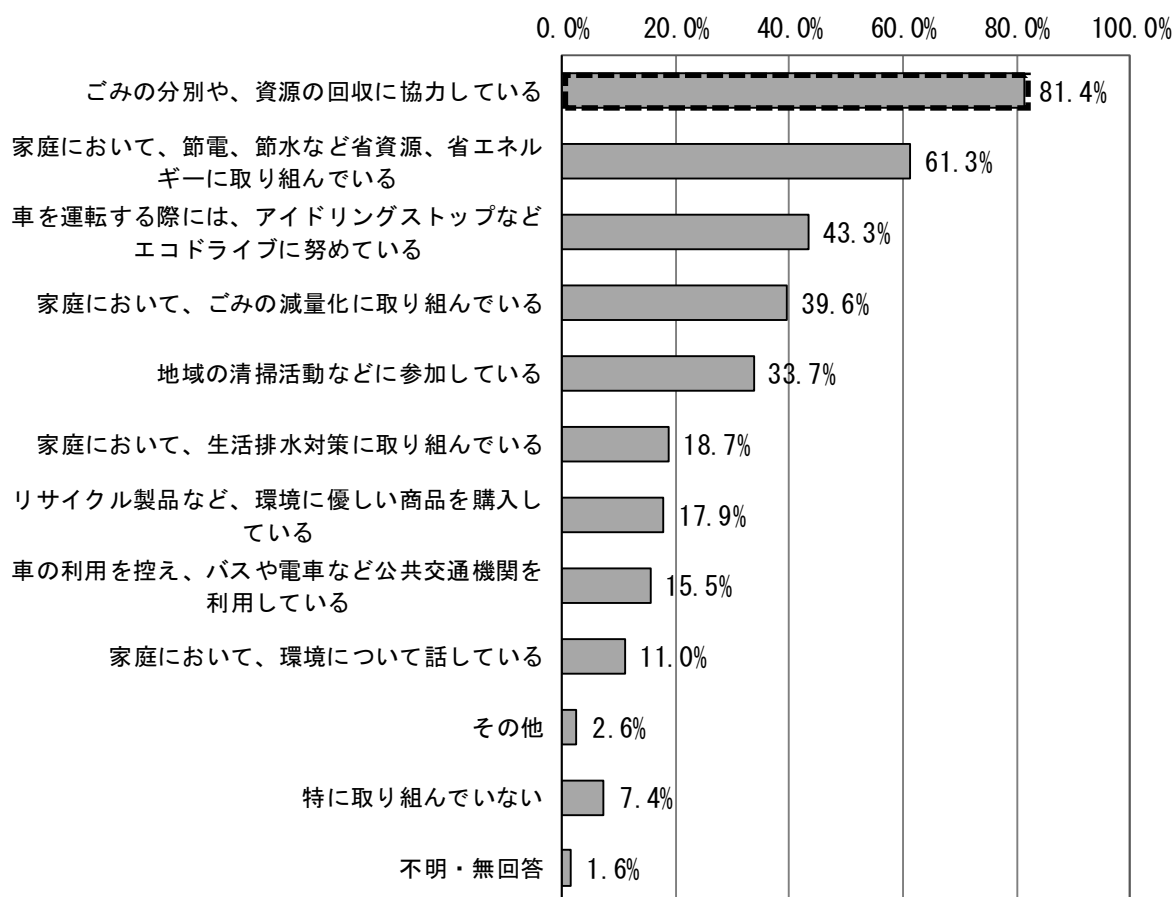


■地域の自然環境に対する満足度【市民】



■地域の生活環境に対する満足度【市民】

市民が行っている環境への取組については、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。また、「特に取り組んでいない」という回答も7.4%ありました。



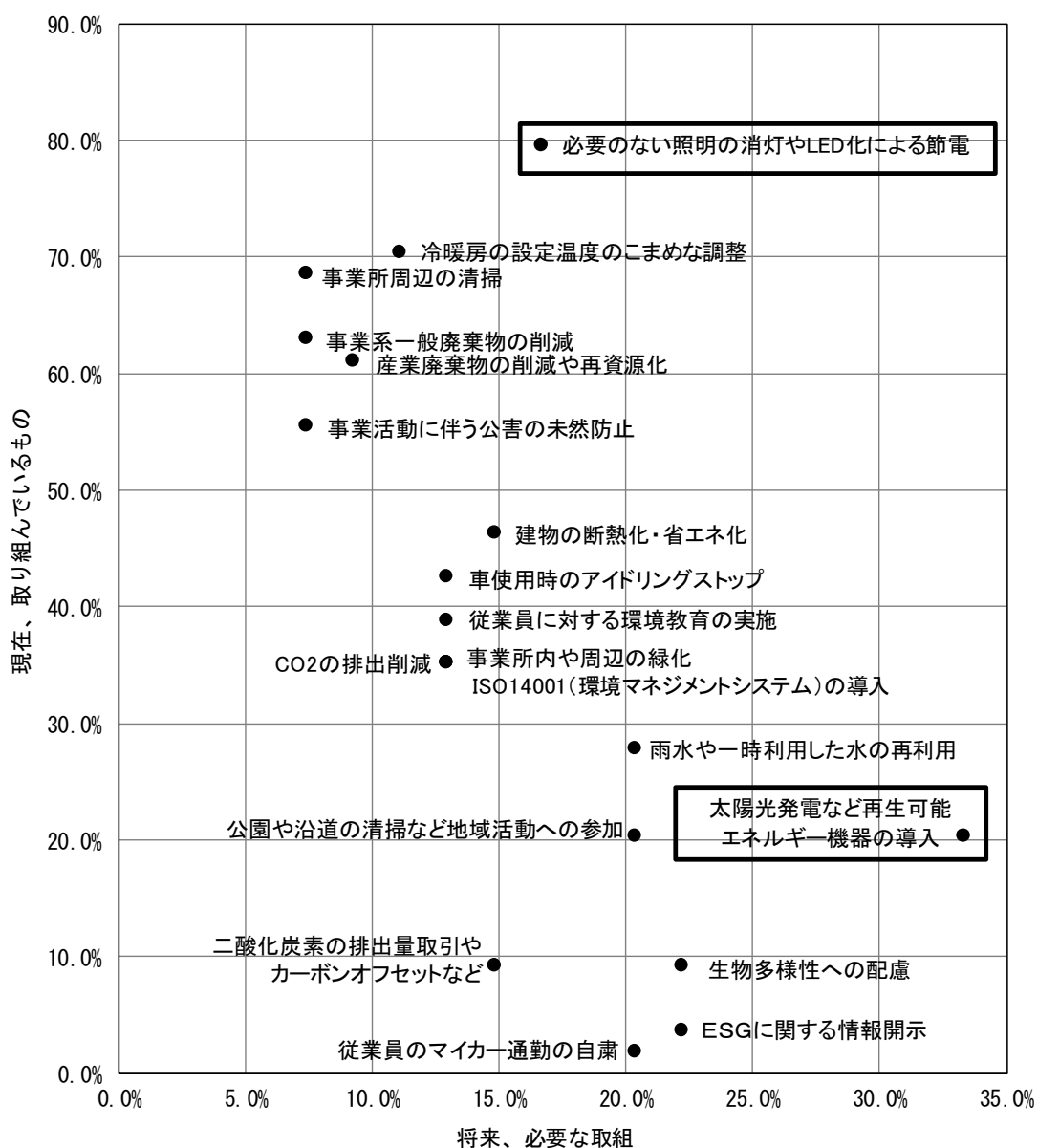
■実行している環境に対する取組【市民】



一方で、事業者が環境保全のために行っている取組として、現在行っている「環境保全のための取組」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。

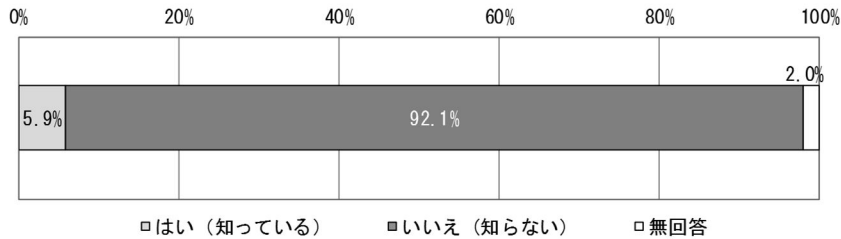
「将来、取組が必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。

取組項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。



■環境保全のための取組（現在×将来）【事業者】

「瀬戸市環境基本計画」についての市民の認知度は、「知らない」とする回答が92.1%となっており、前回調査（「知らない」88.8%）と比較しても、計画自体の認知度は低下しています。



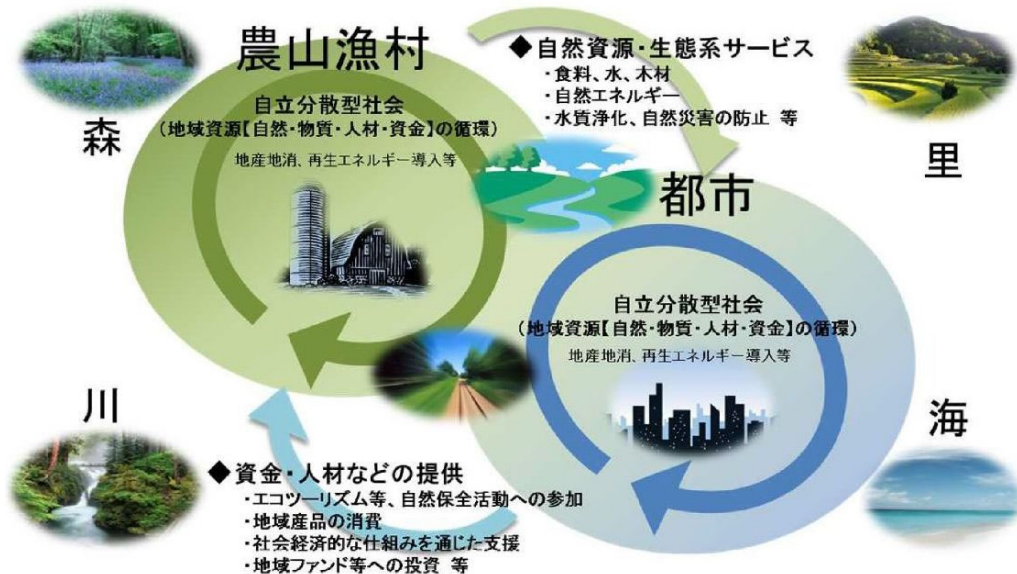
### ■「瀬戸市環境基本計画」の認知度【市民】

#### 【コラム】国の「第五次環境基本計画」（平成30年（2018年）4月・閣議決定）

国において策定された「第五次環境基本計画」は、SDGs（持続可能な開発目標）及びパリ協定採択後に策定された新しい環境基本計画です。この計画では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立を通じて、持続可能な循環型社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指としています。

### 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
  - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



### 3. 瀬戸市の環境課題

#### 3. 1. 自然環境に関する課題

##### (1) 特定地区の指定拡大と既存地区における保全活動の実施

本市では、緑豊かな森林や湿地、河川などで多くの生物が生息・生育し、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息地や、希少な植物（シラタマホシクサなど）が自生する湿地など、優れた自然環境が多く残されています。「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」が特定地区として指定され、保護及び保全のための計画書が策定されるなど、市独自の優れた自然環境を保護・保全するための道筋がつけられました。今後は、この保護及び保全のための計画書に基づき、適切な保護・保全活動を進めるとともに、第2次計画で抽出された特定地区候補地の新規指定も含め、市内に存在する優れた自然環境の保護・保全に努める必要があります。

##### (2) 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性保全の充実

令和2年（2020年）には、平成22年（2010年）のCOP10で設定された「愛知目標」の目標年を迎え、生物多様性に対する世界的な注目度は高まっています。本市においても、市民生活や事業活動の場の近くに森林や河川、湿地などの様々な自然が存在しています。このような身近な生き物の生息・生育環境にも配慮した生物多様性保全を充実させるためには、外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメなど）の駆除などを図るとともに、優れた自然環境だけでなく身近な自然環境についても市民の理解を深めていく必要があります。

##### (3) 身近な自然を活かした自然とのふれあいの充実

本市の豊かな自然をよりよい姿で次代につなぐためには、より多くの市民や事業者にもその存在の大切さを知ってもらう必要があります。本市には猿投山や岩屋堂、定光寺など多くの自然観光資源があり、市街地には水辺と親しむことができる瀬戸川が流れるなど、身近にふれ合うことのできる自然が多く存在します。今後は、このような自然観光資源や身近な自然を積極的に活用して、ふれあい活動の場や機会を充実していく必要があります。

### 3.2. 生活環境に関する課題

#### (1) 安全な市民生活の確保、安全な環境のための事業活動の展開

本市における大気環境、河川水質などの環境基準の数値は近年ほぼ横ばいとなっておりますが、一部で環境基準を満たしていない項目も残されており、監視・指導体制の強化や迅速な苦情処理など、さらなる対策が必要となっております。

#### (2) 資源循環を意識したさらなる取組の推進

本市では、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組が積極的に行われています。また、市民意識調査において、市民が行っている環境への取組で、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」市民の割合が8割を超えるなど、高い意識を持って取組が進められています。今後もこの高い意識を保ちつつ、さらなる高水準の資源循環型まちづくりの実現を目指して、各種取組を進める必要があります。

### 3.3. 地球環境に関する課題

#### (1) 自然環境等との調和に配慮した再生可能エネルギーのさらなる促進

近年の世界的な地球温暖化の問題や資源循環に関する課題などは、本市においても無関係ではありません。本市では、令和元年（2019年）に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電設備を設置する際に一定の基準を設けるなど、太陽光発電設備の設置と自然環境等との調和を図るための取組を進めてきました。今後も、市民・事業者が日常生活や事業活動を行う中で、個々が地域や地球環境のことを念頭に置いた取組を進めることが必要であり、それらの取組を後押しする効果的な環境情報の発信と活用を進める必要があります。

#### (2) 気候変動の影響への適応など新たな問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動の影響による異常気象が全国的に増加しており、本市においても今後、想定外の被害が発生する可能性も想定されます。また、国において、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されるなど、本市においても新たな問題に対応するための対策を講じておく必要があります。

### 3.4. 連携・協働に関する課題

#### (1) 多様な主体との連携・協働のさらなる推進

第2次計画を推進していく中で、先行で組織されていた事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」に続き、市民による「せと・まるっと環境クラブ」が設立され、市と市民、市と事業者といった2者連携による取組が行われてきました。

今後はそれぞれの活動の深化を図るとともに、市、市民、事業者の3者連携や、大学などの学術・研究機関との多様な主体との連携・協働も視野に入れた取組を進めていく必要があります。

#### (2) グリーンな経済システムの実現

国の「第五次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱される中、市内の事業者の意識調査においても「環境関連の取組はビジネスチャンス」であると考えている事業者が全体の4割を超えるなど、関心度は上がってきています。また、近年のESG投資といった新しい考え方も出てきており、環境と経済、社会の統合的向上に向けた動きも加速化されると予想されます。

そのため、市内の事業者においては、従来の事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があるとともに、環境に対する取組を進める事業者を市民、市も一緒になって応援し、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

#### (3) 市民・事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全や、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、市民・事業者の環境に対する意識をさらに上げていく必要があります。そのためには、本市の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境情勢を理解してもらう必要があります。

また、市や事業者、学術・研究機関など、各種主体が進める環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させるとともに、本市の環境に関する総合的な計画である本計画の市民・事業者に対する認知度を高め、市民や事業者の関心のもと、計画に沿った取組を着実に進めていく必要があります。

## 第2章. 計画理念と基本方針

この章では、本市の課題に基づき、計画理念を実現するための基本方針を示します。

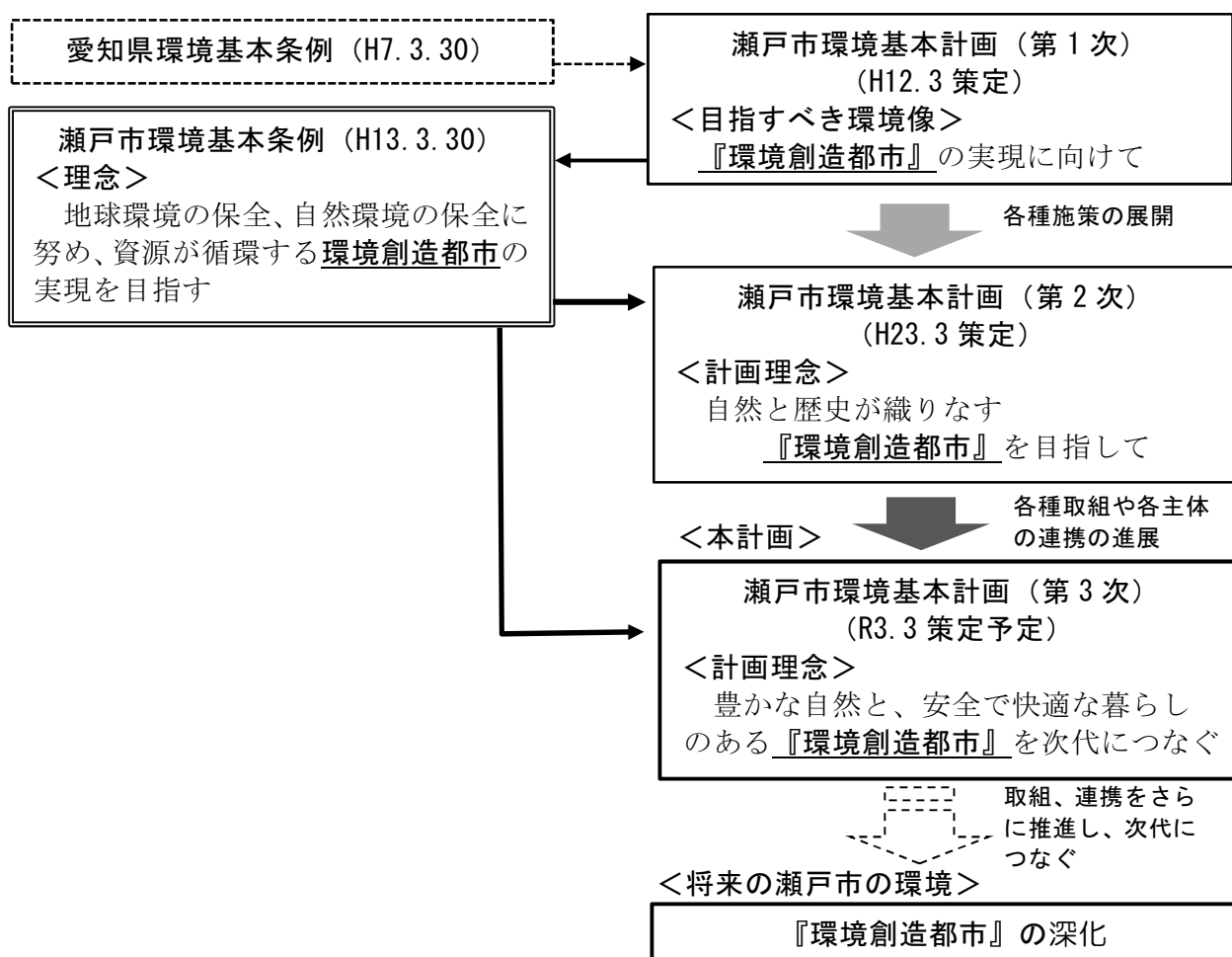
### 1. 計画理念

瀬戸市環境基本計画では、平成12年(2000年)に策定した第1次計画から、「瀬戸市環境基本条例」(平成13年瀬戸市条例第10号)の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取組を推進してきました。第3次計画となる本計画においても、『環境創造都市』という本市が目指す環境像を実現し、さらなる深化を目指して、計画理念を以下のとおり設定しました。

#### 計画理念

**豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ**

#### <計画理念設定の背景>





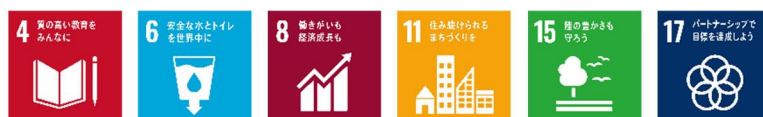
## 2. 基本方針

本計画では、本市の環境課題を解決し、計画理念を達成するために、以下の3つの基本方針を設定し、施策や各種取組を進めてまいります。

### 1 瀬戸の“しぜん”

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために貴重な自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



### 2 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや低炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

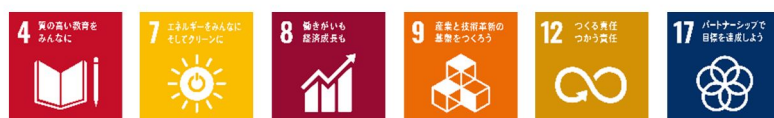
【対応するSDGsの目標】



### 3 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



## 第3章. 施策の展開

この章では、計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示します。

基本方針ごとに推進すべき基本的方向を示し、継続的な施策を展開していきます。また、基本方針ごとに、目標の方向性を示す環境指標を掲げて、取組の現状把握や進行管理に役立てます。

基本方針	基本的方向	施策の展開
1 瀬戸の“しぜん”	1-1 自然環境の保護・保全	1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全 1-1-2 森林の適切な保全 1-1-3 河川などの水辺環境の保全
	1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全 1-2-2 外来生物対策の推進 1-2-3 生物多様性に対する理解の促進
	1-3 自然とのふれあいの推進	1-3-1 ふれあいの場・機会の創出 1-3-2 里山の適切な維持管理と活用 1-3-3 農地の保全と活用 1-3-4 エコツーリズムの展開
2 瀬戸の“くらし”	2-1 公害対策の推進	2-1-1 大気汚染防止対策の推進 2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進 2-1-3 感覚公害の未然防止の推進
	2-2 資源循環型まちづくりの推進	2-2-1 3Rの推進 2-2-2 ごみの適正処理の推進 2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進
	2-3 まちの環境の保全・創出	2-3-1 まちの環境美化の推進 2-3-2 まちなみ環境の保全・創出
	2-4 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	2-4-1 賢い選択（COOL CHOICE）の展開 2-4-2 温室効果ガスの排出削減 2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進 2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進 2-4-5 省エネルギーの促進
3 瀬戸の“ひとびと”	3-1 多様な主体の連携・協働	3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化 3-1-2 地域の自発的な取組の支援
	3-2 グリーンな経済システムの構築	3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援 3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進
	3-3 市民・事業者の環境意識の向上	3-3-1 環境教育・環境学習の推進 3-3-2 環境情報の共有、発信 3-3-3 環境イベントの開催

## 1. 瀬戸の“しぜん”

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために優れた自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

### 【環境指標】

項目	現 状	目標の方向性
保護・保全された森林の面積 ■保護された面積 ・ 国定公園・特別地域 1,899ha ・ 県自然環境保全地域 127.85ha ■保全された面積 ・ 国定公園・普通地域 498ha ■市保護・保全区域 53.6ha	2,578.45ha	↑
森林の総面積	6,300ha	→
自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数 ■市主催 40 講座／年、949 人／年 ■認定講座 7 講座／年、184 人／年	47 講座／年 1,133 人／年	↑



## 1.1. 自然環境の保護・保全



### 1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区について、既指定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）において、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動を市民、事業者との連携・協働のもとで推進するとともに、特定地区を新規に指定します。

また、特定地区及び候補地区においては、継続的な自然環境のモニタリング調査を実施し、自然環境の現状把握に努めます。

#### 【コラム】保護と保全

本計画では、自然環境の“保護”と“保全”によって、自然を守ることに取り組めますが、本市の多種多様な森林や河川、動植物に合わせた“自然環境の守り方”が、保護と保全です。

“保護”は、希少な動植物の生息・生育の場や、学術的にも価値の高い自然、人の手を加えずに自然の働きに任せておくことが適切と判断される広葉樹二次林を、そのままの状態を残し、見守ることです。

“保全”は、希少な生物の保護、景観の維持、木材やきのこの生産、環境教育などの目的のために、人が管理・活用することによって現在の自然環境や人為的に形成された環境の状態を維持することです。

このように、自然環境の“保護”と“保全”は、守り方としての性質が異なるものですが、どちらが適切であるかの判断は、専門的な調査や知識が欠かせませんし、土地所有者の意思もくむ必要があります。

自然環境の性質や状況などに応じて、適切に自然環境を守ることに取り組んでいきます。



### 1-1-2 森林の適切な保全

市域の約6割を占める森林については、天然林、人工林など森林の形態に合わせた造林や間伐などの適切な森林施業による森林の保全を図るとともに、自然公園地域や保安林などの適切な指定と適切な活用による区域の継続、東大演習林の維持など、関係機関と連携しながら、森林面積の減少を抑制します。



### 1-1-3 河川などの水辺環境の保全

河川や湿地の水質調査や自然環境調査などを定期的に行い、それらの結果に基づいて、河川の適切な維持管理や水辺の生物の生息・生育環境の保全を図ります。また、市民・事業者との連携・協働による清掃活動などを推進し、水辺環境を良好な状態で維持します。

## 1.2. 生物多様性の保全



### 1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全

森林や河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境について、定期的な自然環境の現状調査を行いながら、その結果に基づき、それぞれの生息・生育環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。

また、市内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの線的な動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを構築します。



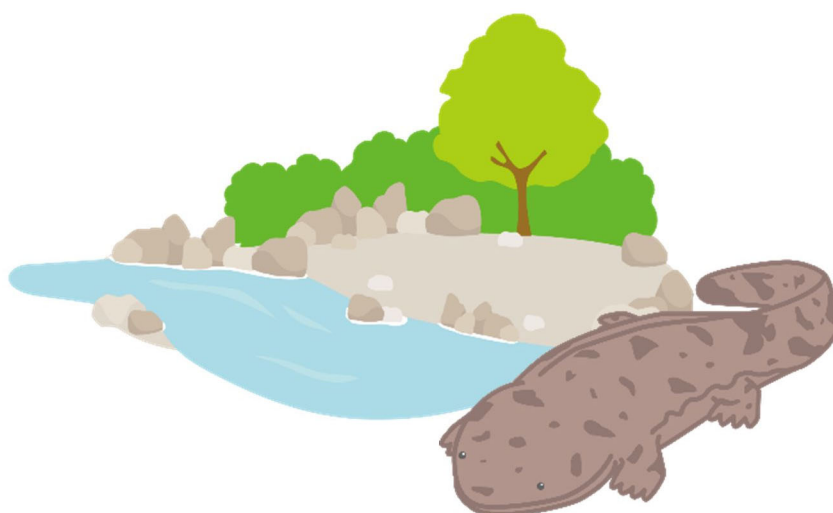
### 1-2-2 外来生物対策の推進

地域の生態系に影響を与える外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメなど）の駆除活動を推進し、地域固有の生態系を保全するとともに、人への危害防止など安全安心の確保を図ります。



### 1-2-3 生物多様性に対する理解の促進

生物多様性保全に関する市民の理解を深めるために、情報発信やイベントを通して市民への周知を図るとともに、得た知識を体感してもらうための環境学習や環境教育を実施します。



## 1.3. 自然とのふれあいの推進



### 1-3-1 ふれあいの場・機会の創出

愛知高原国定公園（定光寺、岩屋堂、東海自然歩道）や県の自然環境保全地域（海上の森）などの豊かな森林や、瀬戸川などの身近な河川を活用して、市民や事業者と自然とふれあえる場や機会を提供することによって、自然環境に対する親しみの向上や理解を促します。

また、パートナーシップ型組織との連携・協働による自然とのふれあい講座やイベントを実施します。



### 1-3-2 里山の適切な維持管理と活用

適切な造林・間伐など里山環境の維持管理を推進します。

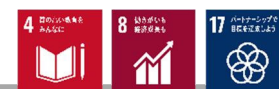
また、環境学習・環境教育の場としての活用を図るとともに、伐採木などを活用した資源活用（ブランド商品化）につなげます。



### 1-3-3 農地の保全と活用

農地の維持・再生のための担い手の育成を推進するとともに、耕作放棄地については、農業者の要望に沿った農地を探すなど、農業者と農地のマッチングを図ることでの活用を促進します。

また、イノシシなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します。



### 1-3-4 エコツーリズムの展開

自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携して、エコツーリズムの仕組みづくりを検討するほか、様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して、自然観光資源の魅力を発信します。

## 2. 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや低炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

### 【環境指標】

項目		現状	目標の方向性
環境基準の達成状況			
大気汚染 (4項目)	二酸化硫黄	達成	→
	浮遊粒子状物質	達成	→
	二酸化窒素	達成	→
	光化学オキシダント	未達成	↑
河川 水質汚濁 (4地点)	瀬戸川(三郷橋) : D類型	達成	→
	矢田川(本地大橋) : C類型	達成	→
	水野川(東谷東橋) : C類型	達成	→
	蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋) : A類型	一部※未達成	↑
道路 騒音・振動 (5地点)	十軒町(国道155号)	達成	→
	西原町(国道363号)	達成	→
	山口町(国道155号)	達成	→
	西古瀬戸町(国道248号)	一部※未達成	↑
	中水野町(県道210号)	達成	→
資源物を含む一般廃棄物の量		41,488 t	↓
家庭から回収される資源物の割合		18.3%	↑
「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数		実施数 : 63件/年	↑

※河川水質の環境基準(A類型)には、「水素イオン濃度(pH)」「生物化学的酸素要求量(BOD)」「浮遊物質(SS)」「溶存酸素量(DO)」「大腸菌群数」の5つの項目があり、「蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋)」においては、「大腸菌群数」の1項目のみが未達成となっています。

※道路の騒音・振動については、交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準「要請限度」と維持されることが望ましいとされる「環境基準(振動については規定なし)」の2つが設定されており、「西古瀬戸町(国道248号)」においては、「要請限度」については基準を達成しているものの、より基準の厳しい「環境基準」が未達成となっています。



## 2. 1. 公害対策の推進



### 2-1-1 大気汚染防止対策の推進

県と連携しながら、大気汚染防止のため、監視・指導を実施します。



### 2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進

県と連携しながら、河川・地下水の水質汚濁や土壌汚染の防止のため、監視・指導を実施します。



### 2-1-3 感覚公害の未然防止の推進

騒音・振動・悪臭等の感覚公害については、事業者との環境保全協定の締結を積極的に働きかけます。また、公害苦情に対しては、適切に処理します。

## 2. 2. 資源循環型まちづくりの推進



### 2-2-1 3Rの推進

食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図ります。また、道の駅瀬戸しなのなどの施設から発生する食品残渣のたい肥化、農家への無償配布、食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進します。

また、建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施など、リサイクル（再生利用）を推進します。



### 2-2-2 ごみの適正処理の推進

ごみ分別などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

また、野焼きなど不法焼却に関する監視・指導を強化します。



### 2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

産業廃棄物については、「瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に基づき、市民と事業者相互の合意形成のもとで、適正な処理を促進します。

不法投棄対策については、引き続き監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）を強化します。

## 2.3. まちの環境の保全・創出



### 2-3-1 まちの環境美化の推進

「瀬戸市ポイ捨て及びふん書の防止に関する条例」に基づき、市民等とともに環境美化意識やマナーなどの向上を図るとともに、地域や事業者などによる清掃美化活動を支援します。また、市では快適環境の充実にかかる取組として、市民や事業者と連携・協働し「環境美化事業」（環境美化イベント、ボランティア清掃袋の配布、地域清掃ごみの収集）を実施しています。



### 2-3-2 まちなみ環境の保全・創出

民有地緑化助成事業（生けがき設置奨励補助金）、花のまちづくり事業（緑化推進奨励補助金）、緑の街並み推進事業（都市緑化推進事業補助金）などにより、民有地緑化を促進するとともに、空き家及び空き地の適正管理の促進など、まちなみ環境の保全・創出に努めます。

## 2.4. 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

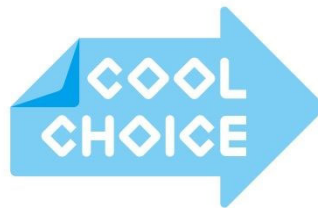


### 2-4-1 賢い選択（COOL CHOICE）の展開

県の補助制度などを活用（情報提供など）したエコカーへの買い替えなど、低炭素製品の普及を促すとともに、外出や通勤時における公共交通機関や自転車、カーシェアリングなどの低炭素サービスの選択や、エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、エコドライブなどの低炭素なライフスタイルへの転換といった「COOL CHOICE運動」を推進します。

#### 【COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）】

「COOL CHOICE」とは、平成27年（2015年）に国が提唱した国民運動で、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す運動です。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

### 2-4-2 温室効果ガスの排出削減



「第3次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行計画）」に基づき、市における全庁的な環境配慮行動を推進するとともに、市民、事業者も含め市全体の取組に向けた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討します。

### 2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進



熱中症防止のための情報提供やクールビズなどの普及を推進します。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害などの都市型水害対策を推進するとともに、県で策定された「愛知県気候変動適応計画」を参考にしながら、「地域気候変動適応計画」の策定を検討します。

### 【コラム】愛知県気候変動適応計画

地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、気候変動によりすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても対策を進めることが求められる中、愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」（平成30年（2018年）2月策定、令和2年（2020年）7月改定）に「適応策」を盛り込み、「愛知県気候変動適応計画」と位置づけています。

気候変動の影響による被害を最小化あるいは未然に防ぐためには、気候変動の影響を受ける各分野において、計画的・効果的に適応策を推進していく必要があります。愛知県では、重視すべき気候変動影響の分野・項目を選定し、それぞれに適応策を記載しています。

分野	気候変動の影響	適応策
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>米の白未熟粒の発生</li> <li>一等米比率の低下</li> <li>切り花品質の低下</li> <li>果樹の日焼け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高湿耐性品種の開発</li> <li>高湿対策技術の開発</li> </ul>
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンジカ等による農林業への被害</li> <li>新たな外来種の侵入や分布拡大のおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣の個体数管理</li> <li>絶滅危惧種の保護</li> <li>外来種の防除</li> </ul>
自然災害 ・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>局地的豪雨や土砂災害の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な治水対策</li> <li>土砂災害防止施設の整備</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症搬送者数や死亡リスクの増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症予防のための普及啓発</li> <li>救急搬送情報の公表</li> </ul>

#### 2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進



「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電設備と自然環境等との調和に取り組みます。

「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の継続的な実施や新規の補助制度などの支援策を構築します。

また、大学などの学術・研究機関や事業者と連携しながら、研究開発や市民向け講座などを実施します。

#### 2-4-5 省エネルギーの促進



市民・地域・事業者の省エネ行動（省エネ家電への買い替え、照明のLED化など）を促進します。

また、住宅・事務所などの省エネルギー化（断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及など）を促進します。

### 3. 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

#### 【環境指標】

項目	現 状	目標の方向性
環境配慮に取り組んでいる事業所の数	115 事業所	↑
環境ビジネスに関連する情報発信回数	未実施	↑
「せと環境塾」等の実施数及び参加人数 (認定講座、イベント等含む)	53 講座／年 1,256 人／年	↑



### 3. 1. 多様な主体の連携・協働



#### 3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化

パートナーシップ型組織（市民・事業者）と市の2者連携による活動をさらに強化するとともに、市民・事業者・市の3者連携を図るなど、連携を強化します。

また、大学などの学術・研究機関との連携を図り、市民・事業者とも合わせた4者による連携・協働を推進します。



#### 3-1-2 地域の自発的な取組の支援

地元自治会などと連携しながら、地域の自発的な環境への取組を促す仕組みを検討します。また、地域が主体となって環境に関する取組を作成する際には、情報提供や学識経験者等によるアドバイスなどの支援を行います。

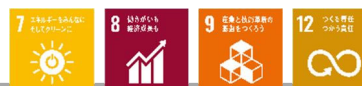
### 3. 2. グリーンな経済システムの構築



#### 3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援

事業者などと連携し、地元の環境資源を活用したブランド商品の開発を支援するとともに、環境に特化したベンチャー企業などの支援を実施します。

また、事業者のパートナーシップ型組織と連携し、環境ビジネスに特化したセミナーなどの開催にむけた体制、仕組みづくりを行います。



#### 3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進

「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定」締結事業所の事業活動や環境情報の公表など、市内の事業者自らがESG投資の投資先となるための情報発信などを促進します。

### 3.3. 市民・事業者の環境意識の向上



#### 3-3-1 環境教育・環境学習の推進

「せと環境塾」による環境講座（フィールドワーク、座学、オンライン講座など）を定期的実施するとともに、自然ガイドボランティアの育成・支援を充実します。

また、大学や事業者などの学術・研究機関など、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施や、小中学校などの教育現場での環境に関する内容を取り入れた授業カリキュラムを充実します。



#### 3-3-2 環境情報の共有、発信

様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して情報発信の充実を図るとともに、環境情報ポータルサイト（市環境課公式 Facebook）の内容の充実や双方向による情報の共有化を図り、市民への認知度の向上につなげます。

また、自然観光資源の魅力の紹介や、市民・事業者の環境への取組などの情報発信、自然ガイドボランティア情報のデータベース化などを行います。



#### 3-3-3 環境イベントの開催

市民の環境に対する意識向上のためのイベント（環境フェアなど）の開催（環境活動団体や事業者などの環境に関する取組の紹介など）を実施します。

また、環境基本計画の市民の認知度を上げるためのPRを行います。



## 第4章. 重点環境施策

この章では、計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策となる重点環境施策について示します。

重点環境施策では、前計画までで成果が得られた取組をさらに強化しながら、本計画の計画期間である10年間で着実に取組などを推進します。

この重点環境施策については、具体的数値による達成目標を定めるとともに、各種取組の大筋の実施スケジュールを示すことにより、進捗状況を適切に管理します。

なお、重点環境施策の選定については、以下の要件に基づいて行いました。

### 【重点環境施策の選定要件】

- ①近隣市町と比べ、独自性や先進性が高いもので、第2次計画から行われている取組をさらに拡充・強化するもの
- ②将来の環境情勢の変化（低炭素社会の実現、生物多様性保全等）に対応するため、早期に対策や取組を始める必要性が高いもの
- ③市だけでなく、市民や事業者、学術・研究機関など、本市の環境に係る多様な主体の連携・協働による取組が特に求められるもの

重点施策番号	関連施策番号	施策の展開	主な取組	選定理由
重点1	1-1-1 1-2-1 1-3-1	貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定地区における保護・保全活動の実施</li> <li>●特定地区の新規指定に向けた検討</li> <li>●定期的な自然環境の現状調査の実施</li> </ul>	① ② ③
重点2	2-4-4	再生可能エネルギーの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活用を促進するための支援策の充実</li> <li>●大学などの学術・研究機関や事業者との連携</li> </ul>	② ③
重点3	1-3-4 3-1-1 3-3-1 3-3-2	多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進</li> <li>●エコツアーの仕組みづくりの検討</li> <li>●「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施</li> <li>●多様な主体との連携・協働による環境講座の実施</li> </ul>	① ③

※なお、廃棄物関連の新たな取組については、一般廃棄物処理基本計画などの関連計画で位置づけ、取組を推進していきます。

## 1. 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用【重点1】

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区における保護・保全活動を着実に進めるとともに、新たな特定地区を指定するなど保護された自然を増やします。同時に、身近な自然環境についても目を向け、森林や河川、農地など多様な生物の生息・生育環境の現状を把握、地域の生物多様性保全につながる取組を、多様な主体の連携・協働で進めます。

### 【主な取組】

#### ◆特定地区における保護・保全活動の実施

- ・地元活動団体も含めた市民、事業者、学術・研究機関、市の4者による、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討
- ・市民、事業者、学術・研究機関・市の4者連携による、保護・保全活動（生物多様性保持のための定期的な草刈りや河川清掃活動、普及啓発のための観察会など）の実施
- ・特定地区で活動を行う市民、事業者、学術・研究機関への情報の提供・共有

#### ◆特定地区の新規指定に向けた検討

- ・市民や学識経験者などで構成する「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議
- ・新規指定候補地の詳細調査（現地調査、ヒアリング調査など）
- ・新規指定地区の決定
- ・新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知
- ・新規指定地区における保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築

#### ◆定期的な自然環境の現状調査の実施

- ・特定地区における継続的なモニタリング調査の実施
- ・森林や河川、農地など、身近な自然環境を対象とした身近な生態系の現状調査（市民になじみのある身近な動植物を調査対象とした市民参加型の生息・生育調査）に向けた検討（調査方法や調査対象種（環境の状況を示す指標生物、外来生物など）の選定など）
- ・身近な生態系の現状調査の実施
- ・調査結果のデータ化、ホームページなどによる結果の公表

【スケジュール】

主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
<b>◆特定地区における保護・保全活動の実施</b>		
「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討	↔	↔
市民、事業者、学術・研究機関、市の4者連携による保全活動の実施	←————→	
活動主体への情報の提供・共有	←————→	
<b>◆特定地区の新規指定に向けた検討</b>		
「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議	↔	↔
新規指定候補地の詳細調査	↔	↔
新規指定地区の決定	↔	↔
新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知	↔	↔
保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築	↔	↔
<b>◆定期的な自然環境の現状調査の実施</b>		
特定地区におけるモニタリング調査の実施	↔	↔
身近な生態系の現状調査に向けた検討（調査方法、対象種など）	↔	
身近な生態系の現状調査の実施	←————→	
身近な生態系の現状調査結果のデータ化及び公表	←————→	

【達成目標】

項目	現状値	目標値
市民との連携・協働による保全の取組	1件	3件以上
特定地区の指定箇所数	1地区	3地区
身近な生態系の自然環境調査の実施	0回	1回／年以上

## 2. 再生可能エネルギーの活用促進【重点2】

低炭素社会の実現に向け、自然環境等との調和を考慮した再生可能エネルギー設備の設置への配慮や、新規の補助金制度など新たな支援策を構築するとともに、学術・研究機関や事業者などと連携して瀬戸市独自の再生可能エネルギーを活用した新たな仕組みや設備の研究開発を進めます。

### 【主な取組】

#### ◆活用を促進するための支援策の充実

- ・市民向けの「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」による補助の継続実施
- ・営農者など事業者向けの新規補助金の導入検討及び運用
- ・太陽光発電設備・HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池などの再生可能エネルギーを活用した機器の普及啓発や、国をはじめとする公的機関等の設置補助などに関する情報の提供

#### ◆大学などの学術・研究機関や事業者との連携

- ・新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制の構築
- ・学術・研究機関や事業者と連携した市民向けの普及啓発活動の実施
- ・バイオマスや風力発電など、新たな再生可能エネルギーの導入可能性の検討
- ・再生可能エネルギーを活用した新たな仕組み・設備などに関する共同研究・開発などに関する支援
- ・事業者と連携した「地域新電力」の研究



### 3. 多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実【重点3】

現在、進められている市民や事業者のパートナーシップ型組織との連携・協働について、市民と市、事業者と市といった2者連携に加え、市民・事業者・市による3者連携のほか、大学などの学術・研究機関も含めた多様な主体との連携強化を進めるとともに、インターネットを活用した定期的で安定的な環境講座の実施や、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施など、環境教育・環境学習の充実を図ります。

#### 【主な取組】

##### ◆パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進

- ・市民のパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」と事業者からなる「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」等との協働事業（2者連携、3者連携）の拡大
- ・多様な主体（パートナーシップ型組織、学術・研究機関など）による合同協議会の設立に向けた体制の構築
- ・合同協議会による協議（活動報告、新たな協働事業の検討など）

##### ◆エコツーリズムの仕組みづくりの検討

- ・自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携したエコツーリズムの仕組みづくりの検討
- ・様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用した自然観光資源の魅力の発信

##### ◆「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施

- ・環境講座の定期的実施
- ・フィールドワークや座学とともに、天候不良や感染症拡大等の予期せぬ事態に対応したオンライン（SNSやインターネットの活用）講座の開設に向けた体制の構築
- ・オンライン講座による安定的な環境講座の実施

##### ◆多様な主体との連携・協働による環境講座の実施

- ・大学などの学術・研究機関とのさらなる連携・協働体制の構築・拡大
- ・多様な主体との連携・協働によるフィールドワーク、座学、オンライン講座などの多彩な環境講座の実施

【スケジュール】

主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
<b>◆パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進</b>		
パートナーシップ型組織との協働事業（2者連携、3者連携）の拡大	←	→
多様な主体による合同協議会の設立に向けた体制の構築	↔	
合同協議会による協議	←	→
<b>◆エコツーリズムの仕組みづくりの検討</b>		
自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携した仕組みづくりの検討	↔	
様々な手段を活用した自然観光資源の魅力の発信		←
<b>◆「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施</b>		
環境講座の定期的な実施	←	→
オンライン講座開設に向けた体制の構築	↔	
オンライン講座による安定的な環境講座の実施	←	→
<b>◆多様な主体との連携・協働による環境講座の実施</b>		
学術・研究機関との連携・協働体制の構築・拡大	↔	
多様な主体との連携・協働による環境講座の実施	←	→

【達成目標】

項目	現状値	目標値
パートナーシップ型組織の参加数（市民）	59人	100人以上
パートナーシップ型組織の参加数（事業者）	57事業者	100事業者以上
オンラインを活用した講座の実施	0講座／年	2講座／年以上

# 第5章. 計画の推進に向けて

この章では、計画理念を実現するための進行管理のあり方と、市民、事業者、学術・研究機関などとの連携・協働による推進体制について示します。

## 1. 計画の推進体制

今後、計画の推進や進行管理を行う上では、市民・事業者・市などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

### (1) 環境審議会

市長の諮問を受けて、環境基本計画の策定・変更や、環境に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行います。

環境に関する基本的事項については、必要に応じて、市長への積極的な提言も行います。

### (2) パートナーシップ型組織

市民、事業者と市の連携・協働の取組を推進します。

市民や事業者の自主的・自発的な取組を、市がパートナーとして支援することで、重点環境施策を含む各種施策の推進力としての役割を担っています。

### (3) 市(庁内の推進組織)

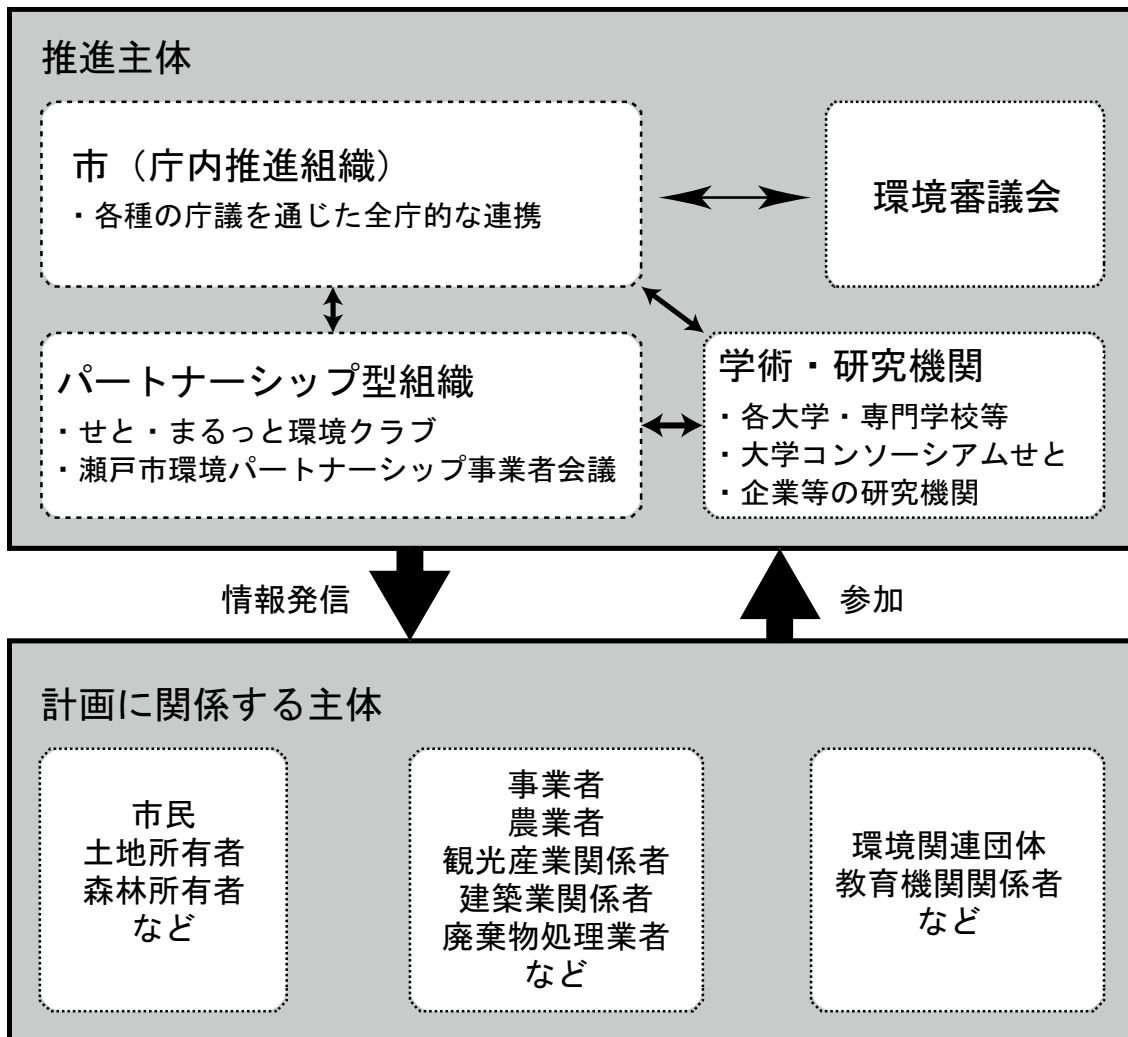
市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

政策会議などの庁議を通して全庁的な連携を図りながら、計画理念の実現を目指します。

### (4) 学術・研究機関

市内の各大学や専門学校等、大学コンソーシアムせとの構成員、企業等の学術・研究機関などと、環境分野に関する研究や新たな取組を検討していきます。また、必要に応じて、パートナーシップ型組織への参加や協力も図ります。





■推進体制

## 2. 計画の進行管理

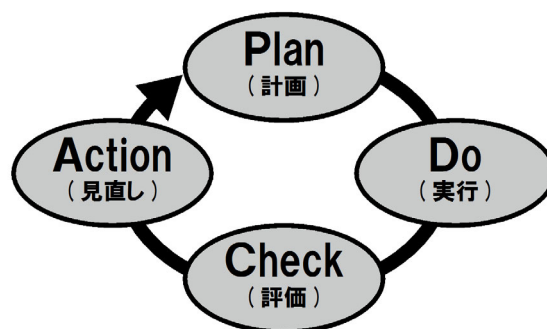
計画の進行管理は、下記に示すPDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

具体的には、本計画に関する施策・事業の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・事業を着実に実施します。施策・事業の実施状況や目標の達成状況の点検・評価を毎年行い、点検・評価結果を年次報告として取りまとめ、瀬戸市環境審議会等に報告・公表し、必要に応じて施策・事業の見直しを検討します。

また、計画策定後5年（令和7年度（2025年度））を目途に、環境指標に基づく基本的施策の実施状況や重点環境施策の進捗状況などについて中間評価を行います。中間評価については、瀬戸市環境審議会での審議を受け、施策・事業の見直しを行います。

### (1) 計画(Plan)

計画の策定や見直しによって、計画理念を実現するための行動目標などを設定します。計画の策定や見直しについては、市民・事業者の意見を反映しつつ、環境審議会での審議を中心とします。



### (2) 実行(Do)

計画に基づいて、市民・事業者・市が具体的な取組を実施します。取組を実施する際には、各主体個々の取組に加え、地域やパートナーシップ型組織との連携・協働による取組みを進めます。

### (3) 評価(Check)

計画理念が実現に向かっているかを基本方針ごとに、環境審議会などでの意見を踏まえて評価します。特に重点環境施策について、スケジュールや達成目標に基づいた進捗管理を行います。

### (4) 見直し(Action)

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、重点環境施策の見直しや新たな取組を検討します。見直しの時期としては、計画期間の中間である5年を目途に中間見直し、計画期間末に次の計画改定に向けた見直しを行います。

## 卷末資料

1. 第3次計画瀬戸市環境基本計画について（諮問）
2. 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）
3. 計画策定の組織
4. 計画策定の経過
5. 第2次計画のリーディングプロジェクトの取組状況
6. 施策の展開における環境指標の一覧
7. 重点環境施策の達成目標の一覧
8. SDGsとの関連性
9. 用語集



## 1. 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問）

2 瀬環第366号  
令和2年7月16日

瀬戸市環境審議会会長 様

瀬戸市長 伊藤 保徳



第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問）

このことについて、第3次瀬戸市環境基本計画の策定における基本的な考え方と盛り込むべき項目について、瀬戸市環境基本条例（平成13年瀬戸市条例第10号）第8条第3項の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

## 2. 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）

令和 3年 3月 4日

瀬戸市長 伊藤保徳 殿

瀬戸市環境審議会  
会長 千頭 聡

### 第3次瀬戸市環境基本計画について（答申）

令和2年7月16日付け瀬環第366号により諮問のありました、第3次瀬戸市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

なお、第3次瀬戸市環境基本計画の推進にあたっては、特に以下の付議事項に留意し、計画理念の実現に向けて、着実に施策の展開を図られたい。

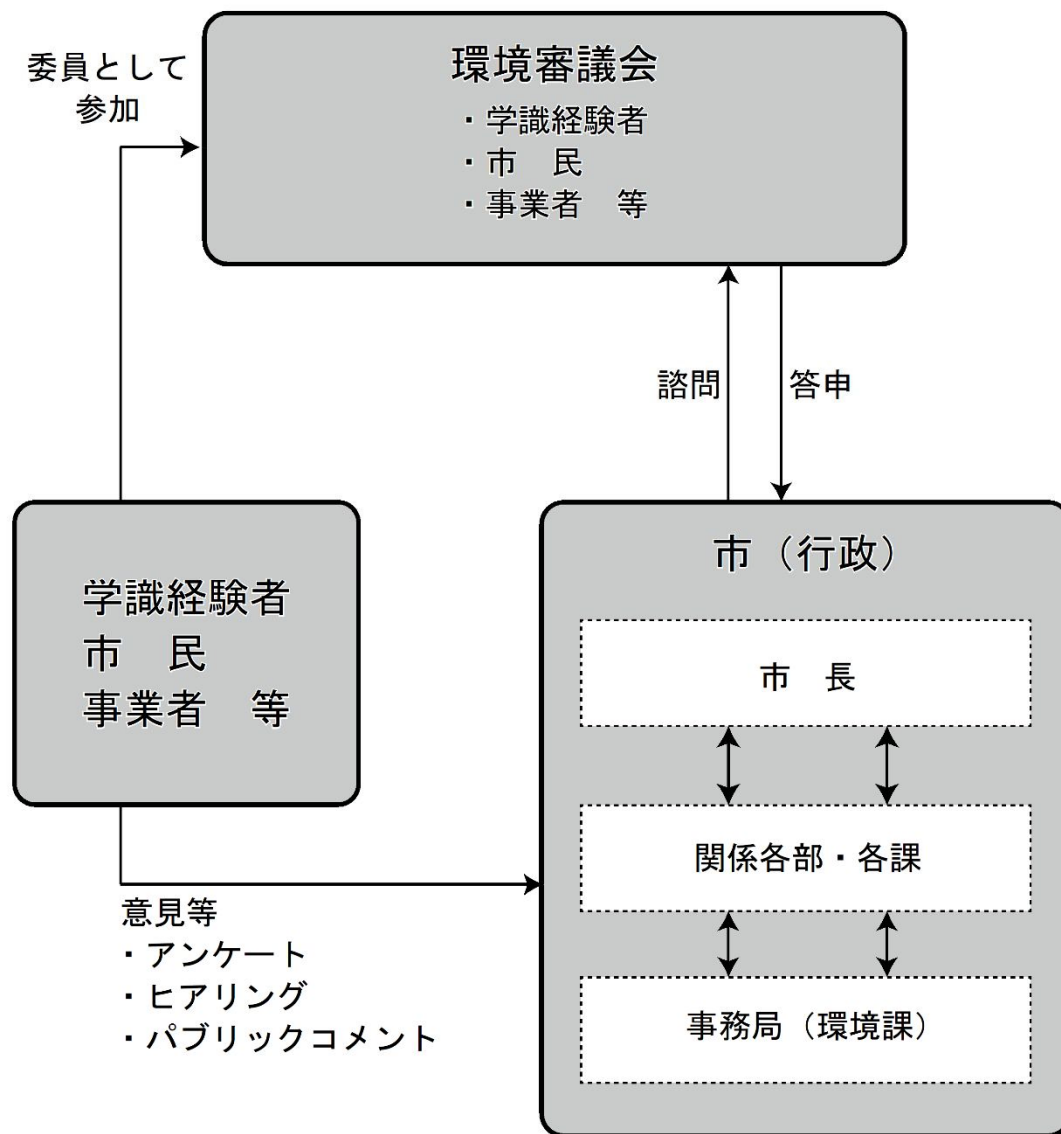
#### [付議事項]

1. 可能な限りの方法により、環境基本計画の普及啓発、推進に努めること。
2. 瀬戸市の優れた自然環境を保護し、保全するため、引き続き瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づき特定地区の指定を進めること。
3. 持続可能なまちを実現するため、低炭素・脱炭素社会への転換に向けた施策を更に強化すること。
4. 計画の実現にあたり、市民・事業者・研究機関・行政等のパートナーシップが重要となるため、連携を強化し、環境情報を共有し多様な主体が一体となって協働に取り組み、本計画の掲げる施策の推進に努めること。
5. 学校・地域・家庭での環境教育・環境学習を効果的に連携させ、将来の瀬戸市の環境づくりの担い手となる次代の育成に努めること。
6. 計画の進行管理を着実に実施するとともに、市を取り巻く環境状況の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行うこと。

以上

### 3. 計画策定の組織

#### (1) 策定体制



(2) 瀬戸市環境審議会委員名簿

	氏 名	職 名
会 長	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部教授(環境計画・環境学習)
副会長	石川 良文	南山大学総合政策学部教授(環境政策学、地域経済学)
委 員	青山 清敏	市民公募委員
委 員	石橋 整司 (R1)	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林・生態水文学 研究所所長
	安村 直樹 (R2)	
委 員	市川 春代	元瀬戸市環境基本計画見直し市民ワーキング会議委員、愛知 県地域環境保全委員
委 員	勝田 拓真 (R1)	瀬戸市小中学校長会 副会長 (瀬戸市本山中学校校長)
	中崎 毅 (R2)	瀬戸市小中学校長会 副会長 (瀬戸市水野中学校校長)
委 員	川瀬 秀之 (R1)	瀬戸市自治連合会 副会長
	伊藤 勉 (R2)	瀬戸市自治連合会 会長
委 員	栗田 悟	あいち海上の森センター 所長
委 員	鈴木 伸	瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議 会長
委 員	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻教授(地球 科学、資源エネルギー)
委 員	服部 富久美	瀬戸市ごみ減量推進会議 議長
委 員	平出 正孝	市民公募委員
委 員	山田 辰巳 (R1)	瀬戸商工会議所 専務理事
	高田 佳伸 (R2)	

(敬称略・五十音順)



#### 4. 計画策定の経過

令和元年度（2019年度）	
令和2年（2020年） 1月27日～ 2月12日	市民・事業者アンケート調査の実施 市民 16歳（高校生）以上の市民／2000人 回収数 834件（回収率 41.7%） 事業者 市内で事業を営む事業所／200社 回収数 54件（回収率 27.0%）
令和2年度（2020年度）	
7月16日	令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問） (2) 会長及び副会長の選任について (3) 令和元年度策定作業報告について (4) 第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要について
9月25日	令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第1回審議会における主な意見 (2) 計画内容について 1) 計画理念と基本方針について 2) 施策の展開について 3) 重点環境施策について
11月13日	令和2年度 第3回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 第2回審議会における主な意見 (2) 計画書（案）について
12月9日	政策会議 ・第3次瀬戸市環境基本計画（案）の説明
12月17日	市議会 全員協議会 ・第3次瀬戸市環境基本計画（案）の説明
12月18日～ 令和3年（2021年） 1月18日	パブリックコメント 意見 6通（35件）
1月27日～ 2月10日	令和2年度 第4回瀬戸市環境審議会（書面開催） 議事 (1) パブリックコメント手続きの結果について (2) 意見及び見解について

## 5. 第2次計画のリーディングプロジェクトの取組状況

### (1) 豊かな自然を守るプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
自然環境・生態系の”保護”と”保全”	○	自然環境の保護及び保全に関する新条例を制定し、その条例に基づいて、保護区域及び保全区域からなる特定地区を指定した。	平成24年10月1日に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を施行し、専門家で構成される「瀬戸市特定地区自然環境調査委員会」の調査、議論を経て、令和元年10月1日に、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア」において、特定地区（指定面積A=53.60ha）を指定した。
自然環境・生態系の区域的な調査	○	市全域を対象とした調査と特定地区候補地の詳細調査を実施した。	平成25、26年度に市全域を対象とした自然環境調査（既存文献調査、学識経験者等ヒアリング、現地踏査）を実施した後、平成28、29年度に特定地区を選定するために、特定地区候補地の詳細調査を行った。
地域住民や土地所有者の協働による自然環境の保全	△	特定地区の保護及び保全計画書を作成し、特定地区区内での保全活動に向けた準備を行った。	令和元年10月に「瀬戸市特定地区下半田町蛇ヶ洞川エリア 自然環境の保護及び保全計画書」を作成し、保全区域における保全活動について、地元の活動団体（瀬戸オオサンショウウオの会）などと調整を図っている。
自然環境についての情報の整理と提供	○	せと環境塾で環境講座を開催した。また、パートナーシップ型組織と共に観光資源の情報提供を行った。	生物多様性の保全に関するイベントとして、せと環境塾による環境講座を継続して行い、せと・まるっと環境クラブと協働して自然環境についての情報提供を行うとともに、岩屋堂ガイドブックを発行し、広く環境資源としてPRできた。

### (2) 豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
自然観光資源の魅力を発信と観光への活用	○	現地における散策道やサイン板の整備の他、岩屋堂のガイドブックを発行した。	岩屋堂地区において、平成25、26年度に園路整備、園地整備を行った他、樹名板などを設置した。また、平成28年2月に「せと・まるっと環境クラブ」、「自然ガイドボランティア」による岩屋堂ガイドブックを発行した。
自然ガイドボランティアの育成と支援	○	「自然ガイドボランティア育成講座」を実施した他、自然ガイドボランティアによる自然講座も実施した。	平成25～27年度の3ヶ年をかけて、「せと・まるっと環境クラブ」への委託による「自然ガイドボランティア育成講座」を開催した他、平成26～29年度にかけて、「せと環境塾」において、自然ガイドボランティアを講師とする岩屋堂での自然講座を実施した。

○：実施、実施中    △：一部、部分実施    ▲：実施に向けた検討・準備中    ×：未着手

### (3) 安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
安全・安心な水の確保	▲	新条例制定に向け、水道水源流域図などの確定作業を行ったが、条例制定にまでは至っていない。	平成 26 年度に新条例制定に向け、水道水源流域図などの確定作業を行ったほか、「水道事業経営戦略(H30 策定)」や「公共施設等総合管理計画(H28 策定)」などにより、水道施設の健全性の維持、耐震化や統廃合等、水源のあり方について検討を進めてるが、新条例制定までには至っていない。
農地を活用した市民交流や食育	○	「瀬戸農業塾」の開講や、小学校と連携した「教育ファーム事業」などを通じて農業体験と連動した食育を実施した。	平成 22 年 8 月から「瀬戸農業塾」を開講し、卒業生に再生農地を貸し出すなど、新規就農を支援した。また、平成 23 年度からは「教育ファーム事業」において、地域の農業や地産地消に関する授業を行うなど、農業体験と連動した食育を実施した。
道の駅「瀬戸しなの」を中心とした魅力ある「食」と「農」の展開	○	地元の農産物を活用した地産地消のメニューの開発やブランド化を実施した。	平成 23 年 3 月にオープンした道の駅「瀬戸しなの」では、登録生産者(245 名)による農産物の出荷や、レストランにおいて、瀬戸の豚など地元特産品を使用した地産地消メニューを展開している。

### (4) 生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
脱温暖化に向けた取組の支援と啓発	○	太陽光発電システムの設定補助や、せと環境塾での環境講座、市広報・HP などでの啓発を実施した。	平成 28 年度から「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」を創設し、従来の住宅用太陽光発電施設に加え、HEMS やエネファームなどへ補助対象を拡大した。また、平成 24 年度からせと環境塾による、生態・エネルギーに関する環境講座を実施した。
環境産業・環境配慮型企業の起業や育成の支援	○	「省エネ講演会&環境取組発表会」の実施や、せと・しごと塾の卒業生を講師とした環境学習の提供などの事業支援を行った。	平成 26 年 2 月に、瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議による「省エネ講演会&環境取組発表会」など実施した。また、せと・しごと塾の卒業生を環境塾の講師として起用し、環境学習の提供とともに事業支援をした。

○：実施、実施中    △：一部、部分実施    ▲：実施に向けた検討・準備中    ×：未着手

(5) ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
ごみの減量と資源化の促進	○	粗大ごみの有料化などを実施した。	平成 23 年度から粗大ごみ収集の有料化、平成 24 年度から粗大ごみ処理券の取り扱いを実施した。
ごみ減量・資源循環に向けた取組の支援と啓発	○	パートナーシップ型組織の設置やごみ減量のイメージキャラクターによる啓発を実施した。	平成 24 年 4 月に、市民、自治会代表、事業者、市からなるパートナーシップ型組織として「瀬戸市ごみ減量推進会議」を設置した。また平成 24 年 11 月にごみ減量のイメージキャラクター「へらせっとくん」を誕生させ、ごみの減量や資源化に向けた啓発活動を実施した。
事業者・市民が納得できる産業廃棄物の処理	○	市民向け啓発講座の開催や、産業廃棄物等関連施設の適正な設置のための指針を策定した。	せと環境塾や資源リサイクルセンターによる市民向けの啓発講座を実施した他、平成 24 年 7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、関連施設の設置に係る紛争の予防や調整などに備えている。
不法投棄をさせないための監視と連携	○	青色パトロールと連携した巡回活動の実施や、監視カメラの設置を行った。	平成 30 年 11 月に地域の青色パトロールと連携した巡回活動を 4 地区で実施した他、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置するなど、不法投棄の抑止に努めている。

○：実施、実施中    △：一部、部分実施    ▲：実施に向けた検討・準備中    ×：未着手

(6) 環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト

推進手法	実施状況	達成状況	詳細
せと環境塾を中心とした環境教育の展開	○	環境教育事業として、年に複数回、環境講座を実施した。	「せと環境塾」の展開・推進として、市環境課による環境教育事業において、年間に複数回（平成 30 年度は 20 回）の環境講座を実施した。
小・中・養護学校での魅力ある環境教育	×	環境学習用の教材づくり及びそれらの活用を当初想定していたが、教材の作成は未実施。	既存のコンテンツなどが広く普及しているため、新たな教材の作成は必要ないと判断した。
パートナーシップ型組織による連携づくり	○	市民及び事業者それぞれのパートナーシップ型組織が設立され、連携・協働による取組が行われた。	平成 24 年 3 月に市民と市とのパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」を設立した他、平成 24 年 10 月に市民参加による「せと環境塾運営委員会（のち、せと環境塾運営協議会（H28.4））」を設立し、活発な活動を行うとともに、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」と「せと・まるっと環境クラブ」が協働で清掃活動等を定期的に行うなどの連携を図った。
地域のつながりを活かした環境配慮	△	自治会等と協力して環境保全活動を実施したが、地域別環境配慮指針の作成は未着手。	自治会等と協力したタウンウォッチングや環境保全活動などは実施してきたが、地域ごとに特色を持たせた地域別環境配慮指針の作成については未着手である。
環境についての情報の共有	○	市環境課公式 FaceBook の開設、運用を実施するとともに、パートナーシップ型組織（市民・事業者）と情報交換を行った。	市環境課の公式 FaceBook を平成 25 年 3 月に開設し、平成 26 年 4 月に運用を開始した。また、パートナーシップ型組織（市民・事業者）と定期的に会議を開き、情報交換を行った。

○：実施、実施中    △：一部、部分実施    ▲：実施に向けた検討・準備中    ×：未着手

## 6. 施策の展開における環境指標の一覧

基本方針ごとに、取組の現状把握や進行管理に役立てるために、目標の方向性を示す環境指標を掲げています。

### (1) 基本方針1:瀬戸の“しぜん”

項目	概要	現状と目標の方向性
保護・保全された森林の面積	現行法令による特別地域や保全地域が全国的に減少傾向にあるなか、本市においてはこれらの現状を維持するとともに、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づく特定地区（保護・保全区域）を指定することにより、保護・保全された面積の拡大を目指します。	<b>【現状】</b> <b>■保護された面積</b> ・ 国定公園・特別地域 1,899ha ・ 県自然環境保全地域 127.85ha <b>■保全された面積</b> ・ 国定公園・普通地域 498ha ・ 市特定地区（保護・保全区域） 53.6ha  合計：2,578.45ha  <b>【目標の方向性】</b> 数値向上
森林の総面積	森林の総面積の大きな減少を踏まえて、都市計画で、必要不可欠とされる開発を除き、現状を維持することを目指します。	<b>【現状】</b> 6,300ha  <b>【目標の方向性】</b> 現状維持
自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数	自然とのふれあい講座やイベントなどを通じて、多くの市民が瀬戸のしぜんに親しみを持ってもらえるよう、数値を向上させることを目指します。	<b>【現状】</b> <b>■市主催</b> 40 講座／年、949 人／年 <b>■認定講座</b> 7 講座／年、184 人／年  合計：47 講座／年 1,133 人／年  <b>【目標の方向性】</b> 数値向上

(2) 基本方針2:瀬戸の“暮らし”

項目	概要	現状と目標の方向性
環境基準の達成状況	<p>大気、河川の水質、道路交通の振動・騒音について、引き続き改善され、良好な環境を保つことを目指します。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>■大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 二酸化硫黄 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。</li> <li>• 浮遊粒子状物質 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。</li> <li>• 二酸化窒素 (環境基準) 達成 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。</li> <li>• 光化学オキシダント (環境基準) 未達成 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。</li> </ul> <p>■河川水質汚濁 (環境基準) 関係分のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• A 類型 水素イオン濃度(pH) 6.5 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 2mg/L 以下 浮遊粒子状物質(SS) 25mg/L 以下 溶存酸素(DO) 7.5mg/L 以上 大腸菌群数 1,000MPN/100ml 以下</li> <li>• C 類型 水素イオン濃度(pH) 6.5 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 5mg/L 以下 浮遊粒子状物質(SS) 50mg/L 以下 溶存酸素(DO) 5mg/L 以上 大腸菌群数 基準値なし</li> <li>• D 類型 水素イオン濃度(pH) 6.0 以上 8.5 以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 8mg/L 以下</li> </ul>

項目	概要	現状と目標の方向性
		<p>浮遊粒子状物質(SS) 100mg/L 以下</p> <p>溶存酸素(DO) 2mg/L 以上</p> <p>大腸菌群数 基準値なし</p> <p>(測定地点ごとの達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸川(三郷橋)：D類型 全て達成</li> <li>・矢田川(本地大橋)：C類型 全て達成</li> <li>・水野川(東谷東橋)：C類型 全て達成</li> <li>・蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋)：A類型 大腸菌群数のみ未達成</li> </ul> <p>■道路騒音・振動 (環境基準値) 維持されることが望ましいとされる水準</p> <p>騒音：(昼間) 70dB (夜間) 65dB</p> <p>※振動の環境基準値は特に設けられていません。 (要請限度) 交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準</p> <p>騒音：(昼間) 75dB (夜間) 70dB</p> <p>振動：(昼間) 65dB (夜間) 60dB</p> <p>(測定地点ごとの達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十軒町(国道 155 号) 全て達成</li> <li>・西原町(国道 363 号) 全て達成</li> <li>・山口町(国道 155 号) 全て達成</li> <li>・西古瀬戸町(国道 248 号) 要請限度は達成、環境基準は未達成</li> <li>・中水野町(県道 210 号) 全て達成</li> </ul> <p>【目標の方向性】 全ての項目で環境基準の達成を目指す</p>
資源物を含む一般廃棄物の量	本計画に基づく施策などによって市民・事業者の理解が進み、資源物を含む一般廃棄物の量が減ることを目指します。	<p>【現状】 41,488 t</p> <p>【目標の方向性】 数値減少</p>



項目	概要	現状と目標の方向性
家庭から回収される資源物の割合	啓発や制度改革などによって、家庭における資源循環を向上させることを目指します。	【現状】 18.3%  ※資源物の割合＝資源物÷（家庭ごみ＋資源物）×100  【目標の方向性】 数値向上
「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数	「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助は予算の上限に合わせ交付数が限定されるため、問い合わせ件数を含めた市民のニーズを把握することにより、支援の拡大を目指します。	【現状】 実施数：63件／年  【目標の方向性】 数値向上

### (3) 基本方針3:瀬戸の“ひとびと”

項目	概要	現状と目標の方向性
環境配慮に取り組んでいる事業所の数	「環境の保全及び創造に関する協定」の締結企業や環境配慮事業所の認定事業者を増やすことを目指します。	【現状】 115事業所  【目標の方向性】 数値向上
環境ビジネスに関連する情報発信回数	市のホームページなどを通じて、環境ビジネスに関する情報の発信回数を増やすことにより、環境ビジネスに取り組む企業の増加を目指します。	【現状】 未実施  【目標の方向性】 数値向上
「せと環境塾」等の実施数及び参加人数 (認定講座、イベント等含む)	「せと環境塾」等の取組を推進するとともに、環境に関心を持つ市民の数を増やすことを目指します。	【現状】 53講座、1,256人／年  【目標の方向性】 数値向上

## 7. 重点環境施策の達成目標の一覧

重点環境施策については、各種取組の進捗状況を適切に管理するために、具体的数値による達成目標を定めています。

### (1) 重点施策1: 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用

項目	概要	現状値・目標値
市民との連携・協働による保全の取組	既存の特定地区及び新規に指定する特定地区における保護・保全活動の実施件数を増やすことを目標とします。	【現状値】 1 件  【目標値】 3 件以上
特定地区の指定箇所数	既存の 1 地区に加え、5 年で 1 地区（10 年で 2 地区）の特定地区を新規に指定することを目標とします。	【現状値】 1 地区  【目標値】 3 地区
身近な生態系の自然環境調査の実施	市民になじみのある身近な動植物を調査対象とした市民参加型の生息・生育調査を年 1 回以上（調査対象種は年 1 種程度とし、年ごとに対象種を変更）実施することを目標とします。	【現状値】 0 回  【目標値】 1 回／年以上

### (2) 重点施策2: 再生可能エネルギーの活用促進

項目	概要	現状値・目標値
再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	既存の「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」に加え、新たな再生可能エネルギー促進のための新規補助金を創設することを目標とします。	【現状値】 0 件  【目標値】 1 件以上
再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施件数	大学などの学術・研究機関や事業者と連携して、市民や事業者向けの啓発講座を開催することを目標とします。	【現状値】 0 回／年  【目標値】 1 回／年以上

(3) 重点施策3:多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実

項目	概要	現状値・目標値
パートナーシップ型組織の参加数（市民）	パートナーシップ型組織による取組をさらに発展させるため、参加する市民の数を増やすことを目的とします。	【現状値】 59人  【目標値】 100人以上
パートナーシップ型組織の参加数（事業者）	パートナーシップ型組織による取組をさらに発展させるため、参加する事業者の数を増やすことを目的とします。	【現状値】 57事業者  【目標値】 100事業者以上
オンラインを活用した講座の実施	従来のフィールドワークによる環境講座に加え、参加者数の増大や参加者層の拡大を目指し、天候不良や感染症拡大等の予期せぬ事態に対応したオンライン講座による安定的な環境講座を実施することを目標とします。	【現状値】 0講座／年  【目標値】 2講座／年以上

## 8. SDGsとの関連性

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。本計画では、基本方針ごとに対応すべきSDGsの目標（17のゴール）を関連づけています。

◎が関連性のある項目

アイコン	ゴールの内容	基本方針1 瀬戸の“しぜん”	基本方針2 瀬戸の“くらし”	基本方針3 瀬戸の“ひとびと”
	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			
	ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		◎	
	ゴール4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	◎	◎	◎
	ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う			
	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	◎	◎	
	ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		◎	◎
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	◎		◎

アイコン	ゴールの内容	基本方針1 瀬戸の“しぜん”	基本方針2 瀬戸の“くらし”	基本方針3 瀬戸の“ひとびと”
	ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		◎	◎
	ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する			
	ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	◎	◎	
	ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する		◎	◎
	ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		◎	
	ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する			
	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	◎		
	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する			
	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	◎	◎	◎

参考：総務省ホームページ

## 9. 用語集

### ア行

#### ■アセスメント

もともとは「評価」や「査定」などを意味する言葉ですが、環境分野では、開発事業が環境にどのような影響を与えるかを事前に調査し、予測・評価する「環境アセスメント（環境影響評価）」の手続きを指すことが一般的です。

法律や条例などにより一定規模の開発にはアセスメントが必要であることが定められています。本市では産業廃棄物等関連施設の設置の際に、事業に伴う影響の調査と予測・評価を掲載した環境保全計画書の提出を義務付ける条例があります。

#### ■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出るし尿・ごみ・粗大ごみなどがこれにあたります。

#### ■エコツーリズム、エコツアー

自然環境や歴史・文化を体験したり、学んだりしながら、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つという観光の考え方が、エコツーリズムです。また、そのような考え方を具体化したツアー（観光旅行）をエコツアーと呼びます。

#### ■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネ

ルギーを意識した運転のしかたをいいます。主なものとして、アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や経済速度（ガソリンを効率的に使うことができる速度）の維持、急発進・急加速・急ブレーキを控えることなどが挙げられます。

#### ■温室効果ガス

大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

### カ行

#### ■外来生物

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。生命力旺盛なものや毒をもったものも多く、在来種（もともと日本にいた生物）の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。本市でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクなどがみられます。

#### ■環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習をいい、持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・

人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

#### ■環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

#### ■環境産業

産業活動を通じて、環境の保全に役立つ製品・サービスの提供や、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役立つ技術・システムなどを提供する産業をいい、企業の経済活動と、自然環境の保護・保全や資源循環、温暖化防止などの環境に対する取組とが一体となって行われることが期待されています。

#### ■環境の保全及び創造に関する協定

瀬戸市環境基本条例に基づいて、事業者と市が、公害の未然防や環境負荷の低減、持続可能な社会づくりを目指して締結する協定です。

平成20年(2008年)には「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程」を定めて、様々な業種の企業との協定締結を進めています。

#### ■気候変動枠組条約

平成4年(1992年)に採択され、平成6年(1994年)に発効された条約で、正式名称は

「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成9年(1997年)に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を「京都議定書」が発効されました。

#### ■クールビズ

夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、もしくはその方向にそった軽装のことを示す造語で、平成17年(2005年)4月に行われた環境省の一般公募によって選ばれたものです。

#### ■公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の3つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

#### ■光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

## サ行

### ■里山

集落に近く、農林業などの人の活動を通して自然が形成・維持されてきた山をいい、希少な生物の生息地となっていることがあり、生物の保護や景観の維持が必要な場合は、人の手による管理・保全作業の欠かせない自然の一つです。本計画では、市内の広葉樹二次林のうち、希少な生物の保護や景観の維持のための管理・保全作業が必要と判断される自然を、里山と定義します。

### ■産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約 20 種類が定義されています。

### ■産業廃棄物等関連 2 条例

本市が定めている「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」と「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の 2 つの条例のことで、産業廃棄物等関連施設を適切に運用することや施設の設置にあたって周辺住民に計画を説明することなどを定めています。

### ■資源リサイクルセンター

家庭から出る缶やびん、ペットボトルなどの資源を持ち込むことのできる本市の公共施設です。東吉田町にあり、ごみの減量と資源化を促進するための業務や展示などを行っています。

### ■循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品などを資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

### ■食育

「食」に関する判断力の育成や健全な食生活、心身の健康、豊かな人間形成などを目的として行われる教育の一つです。平成 17 年（2005 年）に定められた「食育基本法」では、生きる上での基本で、教育の三本柱である知育・徳育・体育の基礎となるものと位置付けられています。

### ■再生可能エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるものの、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいい、太陽光や風力、バイオマスを利用した発電や、太陽熱、雪氷熱利用などがこれにあたります。

### ■生態系

食物連鎖などを通じた生物どうしの相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

### ■生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうして様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の 3 つを内容とする概念で、平成 20 年（2008 年）に定められた生物多様性



基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

#### ■生物多様性条約

平成4年（1992年）に採択され、平成5年（1993年）に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした条約です。日本では、平成22年（2010年）に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2年（2020年）に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

#### ■せと環境塾

市民ワーキング会議から提案された事業で、既に環境教育に取り組んできた関係者との連携によってプログラムを体系的・計画的に整理して、環境教育や環境保全活動への参加を充実させる取組です。現在は、一般または親子などを対象とした学習講座やエコツアーなどを開催していますが、将来的には知識・経験を得るだけでなく、活動や行動のできる“人づくり”を目指していくものです。

#### ■せと環境にやさしい事業所認定制度

省エネルギーや省資源、廃棄物の適正処理など、日々の事業活動の中で、環境にやさしい取組を行っている事業所を瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議が審査し、市長が「環境にやさしい事業所」として認定する制度です。本制度の主旨の一つは、事業所の事業活動における環境

に配慮した取組をピックアップし、それを広く周知することです。

#### ■せと・しごと塾

平成20年度（2008年度）から実施している事業で、地域のニーズや課題をビジネスの手法によって解決するコミュニティビジネスの創業を目指す市民に対して、創業に必要な知識や実務を学ぶ機会を提供し、創業を支援するものです。瀬戸商工会議所や大学、地元企業、金融機関など地域が一体となって起業者を支援しています。

#### 夕行

#### ■脱温暖化

温室効果ガスの削減など、温暖化防止に向けた対策を進める活動などをいいます。

#### ■第6次瀬戸市総合計画

市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、市が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。（平成29年（2017年）年3月策定）

#### ■地域新電力

環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼んでいます。

全国的には、太陽光発電や小水力発電など、地域資源（再生可能エネルギー）を活用した取組

事例が増えています。

#### ■地産地消

地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することをいいます。

産地から消費までの距離が短くなることで、商品に親近感が持てたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

#### ■都市型水害

近年多発する集中豪雨などにより、地表がアスファルトやコンクリートで舗装された都市部において、水が浸透、吸収することができず、下水管や雨水管の処理能力を超える水が流入したと時に発生する道路の冠水、住宅・地下施設等への浸水被害のことです。

### ナ行

#### ■二次林

広義には、原生林が伐採や災害などにより破壊された後に、自然に、または人為的に再生された森林をいいます。広葉樹によって構成される狭義の二次林（広葉樹二次林）と、人為的に針葉樹が植林された針葉樹人工林とがあります。

#### ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

#### ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

#### ■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

### ハ行

#### ■パートナーシップ型組織

市民・事業者と市が協力関係のもとで、協働・連携して公益的な事業を行うための組織です。前計画のプロジェクトにも位置付けられており、平成19年度（2007年度）には事業者と市によるパートナーシップ型組織として「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」が設立されています。また、平成21年度（2009年度）には、市民のパートナーシップ型組織として、自然環境や資源循環などに対する学びの機会の提供を目的とした「せと・まるっと環境クラブ」が設立されました。

#### ■バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される紙や家畜排泄物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

また、バイオマスの発生から利用を、効率的・総合的に結び、安定・適正にバイオマスの利活用が行われている地域を目指して策定される構想をバイオマスタウン構想といい、多くの市町村などで構想の策定や取組みが進められています。

#### ■不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

#### ■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の $1\text{m}$ ）以下のものをいいます。

#### ■ポータルサイト

インターネットの入口または玄関口にあたる商用のウェブサイトのことを指します。主にサーチエンジン（検索ページ）やリンク集、ニュース配信などのサービスを提供しています。

### ラ行

#### ■リデュース（発生抑制）

「減らす」を意味する英語で、ごみ・廃棄物の発生自体を抑え、減らすことをいいます。

#### ■リユース（再使用）

「再使用」を意味する英語で、使用されなくなった製品や部品、容器等をそのままの形で再び使用することをいいます。

これに対して、リサイクルは、不要品などをそのままの形ではなく、他の製品の原料や燃料などの資源として再び使用することをいいます。

#### ■連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

### A～Z

#### ■BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物（酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物）が一定時間中に水中の有機物（汚物などの汚れ）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素（水中に溶け込んでいる酸素）の量（単位： $\text{mg}/\ell$ ）で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD（化学的酸素要求量。過マンガン酸カリウム等の酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量）やpH（水素イオン濃度。水溶液の酸性・アルカリ性の度合

いを示す数値)、SS(浮遊物質量。水中に浮遊している物質の量)、DO(溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量)などがあります。

#### ■COP(条約締約国会議)

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9年(1997年)に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」や、平成22年(2010年)に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」などがあります。

#### ■ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことです。

#### ■SDGs(エスディージーズ)

「持続可能な開発目標」のことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

#### ■SNS

(ソーシャルネットワーキングサービス)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケ

ーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

#### ■HEMS

(ホームエネルギーマネジメントシステム)  
家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。

#### ■ZEH

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照



## 第3次瀬戸市環境基本計画

令和3年3月

発行 瀬戸市  
編集 市民生活部 環境課  
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1  
電話：0561-88-2670 (ダイヤルイン)  
FAX：0561-88-2664  
ホームページ：http://www.city.seto.aichi.jp/  
E-mail：kankyo@city.seto.lg.jp